

～みんなでめざそう・エコシティむさしの～

第二期武蔵野市環境基本計画（改訂版）

（武蔵野市環境基本条例第 5 条及び地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条に基づく計画）



平成 20 年 11 月 武蔵野市

改訂にあたって

武蔵野市環境基本計画は平成11年12月に第一期計画が策定され、平成18年4月の改定を経て、現在は第二期計画の期間途中であります。

第二期計画の冒頭に、私は「武蔵野市の気温を1度下げよう！」というスローガンを掲げました。かつて地球の気温というものは、10万年の間に7～8℃くらいしか変動がなかったといわれています。それが、この100年で0.7℃も上昇しています。明らかに私たちは地球の異変に直面しています。武蔵野市内の気温を見ても、80年前の気温と比べて3℃もの上昇ぶりです。切迫した地球温暖化を緩和するには、二酸化炭素などの温室効果ガスを削減し、低炭素社会を目指さなければなりません。

第二期計画策定当初から2年余りのあいだに、地球温暖化問題に対する世界の動きも加速しており、国内の情勢も変化しています。

このたびの改訂の最も大きなねらいは、市役所も含めた事業所から、市民のみなさまのご家庭から、CO₂の排出を減らしていくには何をすべきか、という観点に立って、第二期計画の最大の目標である「平成22年度までに市域のCO₂排出量を、1990年のレベルから6%下げる」の達成へ向けてのアクションプランを強化するということです。

加えて、本年4月に武蔵野市第四期基本構想・長期計画の調整計画が市民を中心に策定され、すべての施策に環境配慮の視点を持つとうという方向性が打ち出されました。これからの私たちは、社会のあらゆる場面での判断基準に、「温暖化にとってどうなのか」というものさしを持たねばならないと考えます。

今年の5月、市役所のロビーで行った憲法月間を記念する書道展の応募作品の中に、楷書でていねいに「地球温暖化」と書かれた小学校5年生の作品を見かけました。この問題を何とかしなければという危機意識の高まりを感じます。

今回改訂した計画は、市民・事業者・行政で構成する環境市民会議での審議と、市民のみなさまの方からの意見聴取を経て、作成されたものです。計画の実効性は、一人ひとりの実践にかかっています。すべての市民のみなさま、事業者の方々には、生活全般、事業活動全般を「もったいない精神」の視点で見直していただき、地道な取り組みの積み重ねをお願いします。さしあたり目安として、車の利用や電気・ガスの使用量を1割ほど減らす工夫をぜひお願いします。

私はこれまで受け継がれてきた良い環境を、将来へ引き継ぐために、市民のみなさま、事業者の方々の先頭に立って、名実ともに持続可能なまち武蔵野をつくっていく決意です。

平成20年11月

武蔵野市長 邑 上 守 正

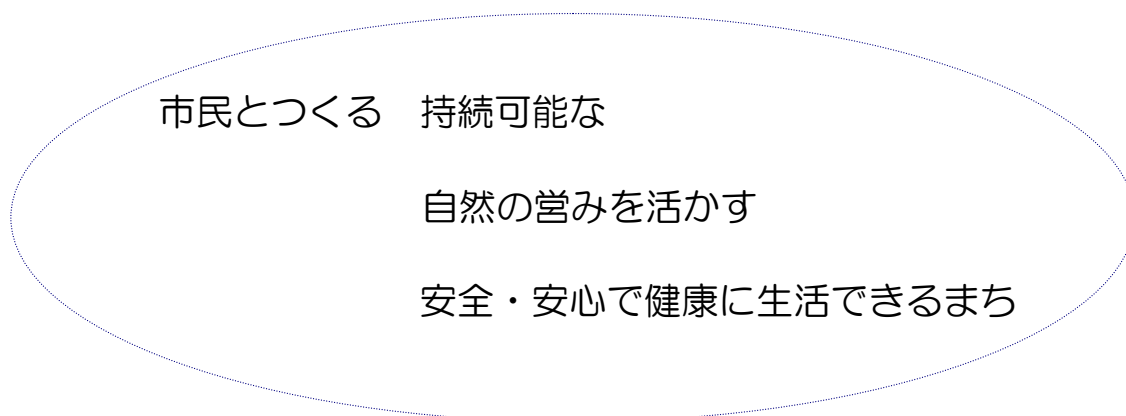
目 次

| | | |
|--------|--|----|
| 1 | 武蔵野市の目指す環境像 | 3 |
| 2 | 計画の基本的事項 | 4 |
| (1) | 改訂の背景 | 4 |
| (2) | 計画の役割 | 5 |
| (3) | 計画の位置づけ及び期間 | 6 |
| (4) | 計画の対象範囲 | 7 |
| (5) | 市民・事業者・行政（市）の役割 | 7 |
| (6) | 市域・周辺・広域における取り組み | 8 |
| (7) | 計画改訂のポイント | 9 |
| 3 | 武蔵野市の環境の現状 | 10 |
| (1) | 武蔵野市の概要 | 10 |
| (2) | 武蔵野市の環境政策の動向 | 11 |
| (3) | 武蔵野市における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量について | 13 |
| 4 | 環境方針の展開 | 18 |
| 環境方針 1 | 【しくみづくり】市民が自発的に活動できる基盤を整備し、環境を考え、自ら行動することを支援します。 | 18 |
| 環境方針 2 | 【ライフスタイル】環境にやさしい暮らし方を提案します。 | 21 |
| 環境方針 3 | 【緑と水】自然環境を守り、再生し、創り出します。 | 27 |
| 環境方針 4 | 【交通・運輸】環境負荷の少ない交通体系に変えていきます。 | 32 |
| 環境方針 5 | 【景観・まちづくり】環境に配慮した美しいまちづくりを進めます。 | 36 |
| 環境方針 6 | 【健康・安全】安全・安心で快適に暮らせるまちにします。 | 40 |
| 5 | 計画の推進 | 44 |
| (1) | 市民・事業者による計画の推進 | 44 |
| (2) | 行政（市）による計画の推進 | 44 |
| (3) | 推進組織 | 44 |
| 6 | 資料 | 45 |
| (1) | 世界の情勢 | 45 |
| (2) | 国内の動向 | 47 |
| (3) | 図表 | 50 |
| (4) | 用語解説 | 53 |
| (5) | 策定経過 | 56 |
| (6) | 武蔵野市環境市民会議委員名簿 | 57 |
| (7) | 「環境基本計画改訂にかかる「市民意識調査」結果報告書（抜粋）」 | 58 |
| (8) | 第二期環境基本計画（改訂版）計画原案 | 61 |

注：文中の ↑ がついている単語は、6（4）用語解説 で詳しく説明しています。

1 武蔵野市の目指す環境像

……環境像とは中長期的に目指す理想の姿のことです。



この環境像は次のような将来（20年～30年後）のまちの姿を描いています。

家庭では、太陽光などの自然エネルギー[†]の利用が進んでいます。日用品を購入する際には、本当に必要なものかどうかをよく考え、長く使える良いものを選ぶようになったので、ごみも減っており、資源節約型の生活がすっかり根付いています。

歩道は広くなり、街路樹の木陰も心地よく、歩行者や自転車にとって快適です。近所には自然環境を生かした公園があり、多くの市民が季節の移り変わりを楽しんだり、憩いの場として利用しています。

勤務先のビルは、環境負荷が少なく、長期間にわたって使用できる建築物として評価されています。取引先との会話では、会社の環境配慮の取り組みに関する話題が多くなっています。消費者の志向が、安さや豪華さといった観点から、環境に配慮した製品やサービスに変わってきています。製品の原料の産地や輸送のための移動距離、製品を作ってから廃棄するまでに必要な資源・エネルギーの量、それに安全性、こうした項目に対する消費者の関心が高くなり、生産者と消費者の情報の共有が進み、安全なものづくりが徹底しています。

市の公園や近隣の民有地の緑を市民グループで管理する活動もおこなわれており、雑木林や屋敷林のケヤキ、玉川上水の水辺など、武蔵野らしい景観が維持されています。また、自宅の周辺に公園、緑地などがバランスよく配置されているとともに、農地も保全されているため、市民にとっての災害時におけるオープンスペース[†]として安心感を与えています。

生活や事業活動のあらゆる場面で、環境の容量を超えないライフスタイルが無理なく定着しており、武蔵野市は持続可能な^{*}発展の軌道に乗り、順調に歩んでいます。

……この計画では次の目標値を掲げています。……

2006（平成18）～2010（平成22）年の市の平均気温を1988（昭和63）～1992（平成4）年の平均レベルに下げる。

（参考） 1988（昭和63）～1992（平成4）年の平均気温 15.32℃
2003（平成15）～2007（平成19）年の平均気温 15.78℃

※「持続可能な」とは「地球の有限性を意識し、環境の許容限度の範囲内において社会経済活動をおこなう」ことを指します。

2 計画の基本的事項

(1) 改訂の背景

武蔵野市では、1999（平成 11）年度に環境基本条例を制定、同年に第一期環境基本計画を策定しました。その後、2005（平成 17）年度に改定を行い、2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年度を計画期間とする第二期環境基本計画を策定、市内の環境保全に取り組んできました。

2008（平成 20）年度から、京都議定書[†]の第一約束期間がスタートし、国全体で温室効果ガス[†]の排出量を 1990（平成 2）年度比 6%の削減することが求められています。しかしながら、2006（平成 18）年度の確定値では逆に 6.2%増加しており、地球温暖化防止へ向けて国を挙げてのより一層強力な取組が求められています。

武蔵野市においても、2007（平成 19）年度に第四期長期計画調整計画が策定され、地球温暖化対策を一層充実させていくことが明記されています。また、第二期環境基本計画の二酸化炭素排出量削減目標として、「2010（平成 22）年に 1990（平成 2）年レベルから 6%削減する」と定めていますが、直近の調査によれば 0.8%（4,712t）増加しています。特に、家庭部門においては 24%、業務部門においては 20%と大幅な伸びを示しています。そこで、市民、事業者、行政それぞれが、二酸化炭素の削減のために具体的に取り組むべきことを示し、主体的に行動することが求められています。

温暖化だけでなく、地球規模の問題となっているのは生態系の崩壊です。人間活動による生物の生息地の破壊や乱獲などによる地球上の生物への影響は深刻です。世界的に見ても固有種の多い価値ある日本の自然生態系を、我々は守っていく必要があります。2010（平成 22）年名古屋で開催される『生物多様性[†]条約第 10 回締約国会議（COP10）』に向けて、国内での取組みが進んでいますが、武蔵野市でも貴重な自然を守り、後世に残していくことが必要です。

また、今回の改訂にあたっては、武蔵野市緑の基本計画、一般廃棄物処理基本計画など、環境に関係する個別計画が改定されていることから、それらの計画と整合を図ることとしました。

表 2. (1). 1 武蔵野市の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の推移

| | 1990 年排出量 | 2005 年排出量 |
|-------------------|-----------|-----------|
| 市域全体の排出量（t／年） | 560,285 | 564,997 |
| 市民 1 人当り排出量（kg／日） | 11.4 | 11.6 |

(2) 計画の役割

武蔵野市の目指す環境像を実現することを目的として、武蔵野市基本構想・長期計画及びそれに関連する計画類と連携し、取り組みを実施します（図2.(2).1）。

武蔵野市環境基本条例第2条「基本理念」では、次のように規定しています。

環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進することにより、次に掲げる「武蔵野市環境基本条例」の理念を実現することを役割とする。

- 1 環境の保全は、持続的な発展が可能な、環境と共生する都市を構築し、良好な環境を将来の世代に継承していくことを目的として行なわれなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において推進されるとともに、市民、事業者及び市が協働することによって取り組まなければならない。

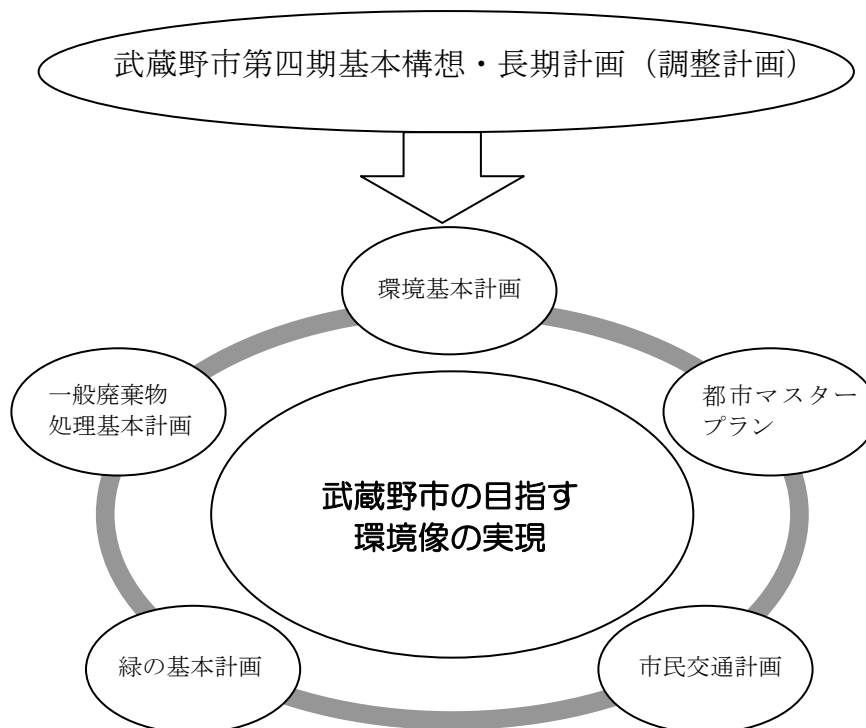


図2.(2).1 環境像を実現するための諸計画の位置付け

(3) 計画の位置づけ及び期間

①計画の位置づけ

- ・武蔵野市第四期基本構想・長期計画（調整計画）の実行計画として
武蔵野市第四期基本構想・長期計画（調整計画）において記載された環境保全政策を実行します。
- ・武蔵野市環境基本条例に基づく環境基本計画として
武蔵野市環境基本条例に示された理念を、現在の環境の状況に合わせて他の個別計画に指針として示します。
- ・環境基本法に基づく地方公共団体の計画として
武蔵野市の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を計画的に推進します。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第20条に基づく計画として
国の定める京都議定書目標達成計画に即して、市における温室効果ガスの排出抑制のための施策を定めるとともに、市民・事業者の取り組みの指針を示します。

②計画の期間

この計画は、2006（平成18）年度～2010（平成22）年度までの第二期環境基本計画について、2008（平成20）年3月の武蔵野市第四期基本構想・長期計画（調整計画）策定を受け、見直しを行い、改訂するものです（図2.(3).1）。

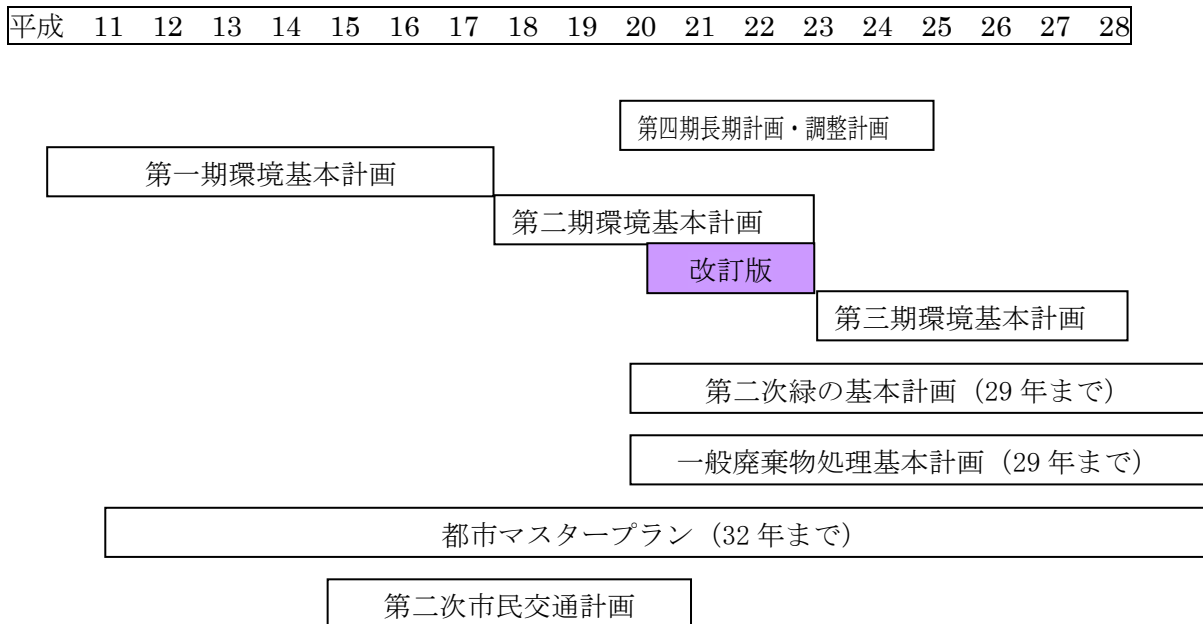


図2.(3).1 計画期間と見直しのスケジュール

(4) 計画の対象範囲

計画の対象は、主体（だれが）、範囲（どこで）、要素（何について）、問題の種類（どのような状態なのか）という観点から分類しています。

活動主体：市民・事業者・行政（市）

活動範囲：市域（武蔵野市）・周辺（近隣自治体及び首都圏）・広域（他地域、国外）

環境要素：自然的環境要素（生物・大気・水・太陽光・土壌等）

社会的環境要素（上下水道・道路・公園・宅地・社会施設・生活習慣等）

環境問題：地球環境問題（温暖化・オゾン層[†]の破壊・酸性雨・資源枯渇等）

自然環境問題（緑の減少・水循環の悪化・生態系の危機等）

生活環境問題（大気汚染・水質汚濁・廃棄物・有害物質・近隣関係・景観等）

(5) 市民・事業者・行政（市）の役割

私たちの抱えている様々な環境問題は、私たちの日常生活すなわち大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済構造と密接な関係を持っています。それだけに問題の解決には、市民・事業者・行政（市）が対等な関係（パートナーシップ）を保ちながら、それぞれの立場から主体的に行動することが求められます（図 2. (5). 1）。

①市民の役割

市民は日常生活においてエネルギーの節約に心がけ、良好な環境の保全と創造の意識を常に持ち、市が実施する環境施策に協力します。具体的には、市民一人ひとりが自発的な環境学習によって環境保全意識を持つこと、実際の暮らしを環境効率性の高いものに変えていく環境行動をとること、消費行動を見直し、環境志向の消費生活に転換することなどが挙げられます。

②事業者の役割

事業者は事業活動において、公害の発生を防止し、環境への負荷の低減を図り、自然環境の保全に努めます。具体的には製造段階においては、有害物質の混入を防止し、生産から流通・販売・廃棄にいたるまでの環境への影響を評価する仕組み（ライフサイクルアセスメント）の考えに基づく製品設計に努め、流通段階においては、環境効率性の高い輸送手段の採用を心がけます。また、消費者に対して、製品又は事業活動にかかる環境影響に関する正確な情報提供をおこないます。

③行政（市）の役割

環境目標の実現に向けて、環境基本計画の各施策を実施するとともに、市自らが一つの事業体として、ISO14001[†]に基づく環境管理等の環境保全行動に率先して取り組んでいきます。さらに、市は市民や事業者等が各々の役割を果たし、また協働できるよう、環境に関する情報提供、環境配慮行動への支援と啓発に努めます。

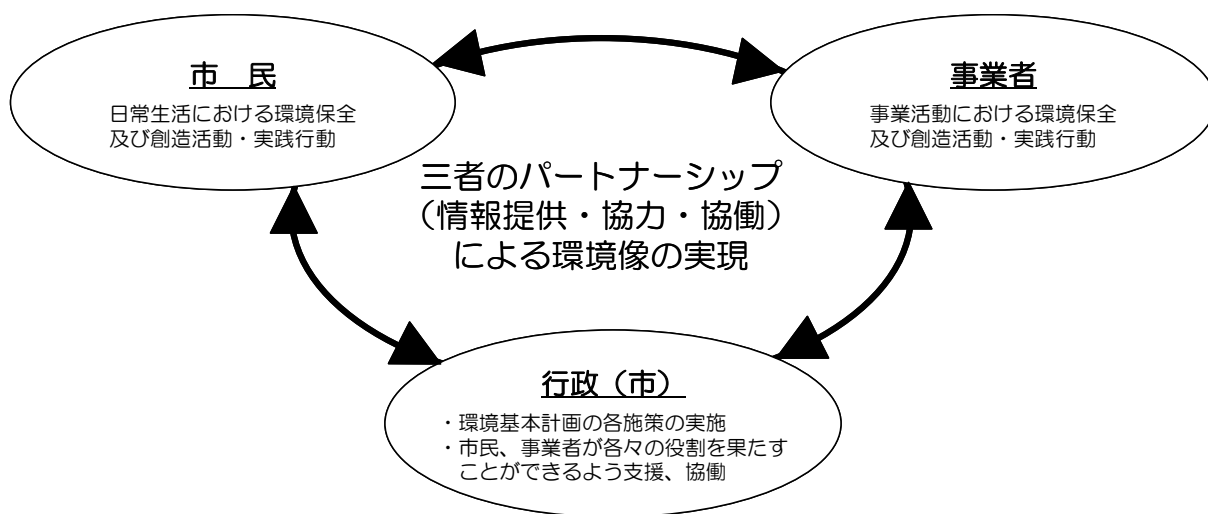


図 2. (5). 1 市民・事業者・行政（市）の役割の関係

(6) 市域・周辺・広域における取り組み

①市域における取り組み

- ・緑化、水循環、景観、省エネルギー、交通対策、環境の監視及び規制、環境学習及び環境配慮活動等の取り組み

②周辺における取り組み

- ・奥多摩など周辺の森林地域における自然環境保全及びその支援等の取り組み
- ・近隣自治体等と連携した自然環境保全及び環境美化等の取り組み
- ・コミュニティバス[†]の導入や、燃料電池コージェネレーションシステム[†]の公共施設への設置など、武蔵野市の行っている先進的な取り組みに関する情報発信

③広域における取り組み

- ・国外の友好都市などにおける自然環境保全及びその支援等の取り組み
- ・国や都に対して、武蔵野市の行っている先進的な取り組みの情報発信
- ・全国的に取り組むべき課題について、基礎的自治体の視点での積極的提言

(7) 計画改訂のポイント

今回の改訂での主なポイントは以下のとおりです。

①全体的な事項

- ・市の取組について、施策の展開、事業を見直し、現状に即したものに変更しました。個別具体的な事業については、「細事業」の項目に記載しました。
- ・市民、事業者と協働で取り組む内容について明記しました。
- ・市民、事業者の取組みについて目的を明示し、取組みやすい状況をつくりました。

②環境方針1【しくみづくり】について

- ・子どもに対する環境学習の重要性から、環境目的（計画期間における達成度指標）について、『こどもエコクラブの数』の項目を追加しました。
- ・『市民が活動しやすい環境の整備』の視点を加えました。

③環境方針2【ライフスタイル】について

- ・新エネルギーの導入による二酸化炭素の排出量の削減を環境目的に加えるとともに、市の関連施設における太陽光発電設備の目標を強化しました。
- ・市の取組みについて、より温暖化防止に効果が上がるよう、施策を追加しました。（温暖化対策ハンドブックの作成、グリーン電力の利用など）
- ・市民、事業者の取組みについて二酸化炭素削減のための行動目標を定めました。

市民の行動目標：一人1日あたりの二酸化炭素排出量を1kg削減しよう！

事業者の行動目標：事業所あたりのエネルギー使用量を2005（平成17）年度比5%以上削減しよう！

④環境方針3【緑と水】について

- ・環境目的について、数値の見直しをするとともに、『公有地及び民有地の緑被地面積』を新たな目標として定めました。
- ・『生物多様性の保全』の視点を加えました。

⑤環境方針4【交通・運輸】について

- ・これまでの計画以上に徒歩、自転車にスポットをあてました。

⑥環境方針5【景観・まちづくり】について

- ・『景観行政への積極的取組み』の視点を加えました。

⑦環境方針6【健康・安全】について

- ・『水の安定供給』の分野に『水源林の保全』の視点を加えました。

3 武蔵野市の環境の現状

(1) 武蔵野市の概要

①位置・面積・人口

東京都特別区の西部に接し、都庁のある新宿から約12kmの西方に位置しています。面積は10.73km²、2008（平成20）年4月1日現在の人口は134,290人です。市制施行後の人口及び世帯数の推移は下図のとおりです。

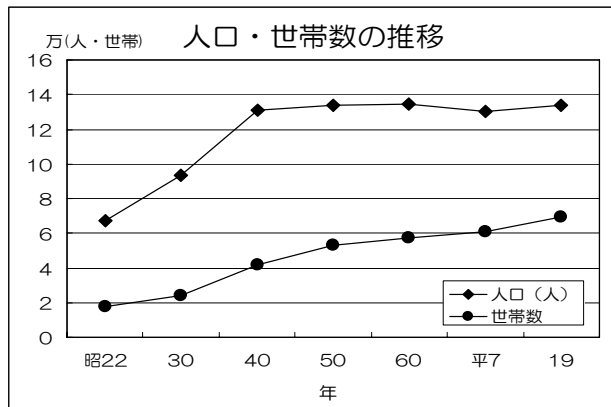


図3.(1).1 武蔵野市の人口と世帯数の推移 (武蔵野市市勢統計)

②気象 (気温・湿度・降水量)

武蔵野市内の気温・湿度・降水量の推移は、下図のとおりです。

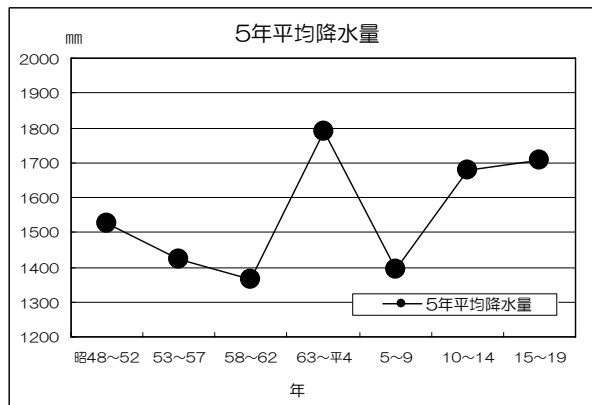
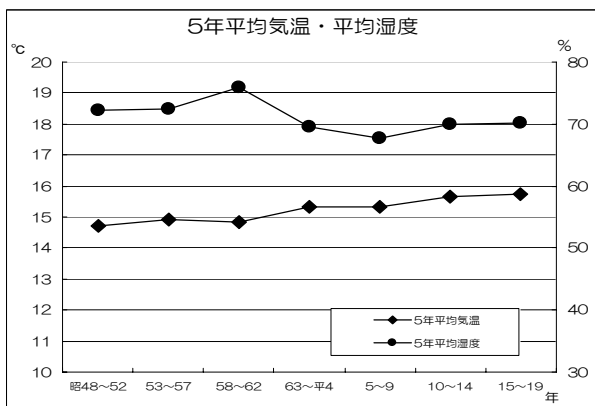


図3.(1).2 武蔵野市の気温・湿度及び降水量の推移 (武蔵野市市勢統計)

(2) 武蔵野市の環境政策の動向

近年における武蔵野市の主な環境政策の歩みは下表のとおりです。(表 3. (2). 1)

| 西暦 | 年度 | 武蔵野市の主な環境政策 | |
|------|------|--|--|
| | | 計画 | 施策 |
| 1971 | 昭 46 | ・公害防止に関する条例制定 | |
| 1977 | 52 | | ・透水舗装事業開始 ・資源物分別収集(古紙類)開始 |
| 1978 | 53 | | ・野鳥の森公園開園 ・資源物集団回収助成制度開始 |
| 1982 | 57 | | ・長野県川上村に少年自然の村(現:自然の村)開設 |
| 1983 | 58 | ・武蔵野市立公園条例制定 ・環境浄化に関する条例制定 | |
| 1984 | 59 | | ・武蔵野クリーンセンター完成 |
| 1986 | 61 | | ・玉川上水清流復活 ・接道部緑化助成事業開始 |
| 1987 | 62 | | ・電気自動車の導入(環境庁指定第1号) |
| 1989 | 平成 | | ・千川上水清流復活 |
| 1991 | 3 | | ・資源物拠点回収開始 |
| 1993 | 5 | | ・電線類地中化事業開始 |
| 1994 | 6 | ・「大木・シンボルツリー2000計画」策定 | ・関前公園(トンボ池を併設)開園 ・雨水浸透施設助成制度開始 ・市役所本庁舎への太陽光発電設備(1.8kW)設置 |
| 1995 | 7 | | ・コミュニティバス「ムーバス」(吉祥寺東循環)運行開始 ・全市立小学校で「セカンドスクール」実施 |
| 1996 | 8 | ・雨水流出抑制施設設置要綱制定 ・武蔵野市緑の基本計画策定 | ・クリーンセンターのダイオキシ [†] 類対策工事(平成12年まで) |
| 1997 | 9 | | ・ムーバス2号路線(吉祥寺北西循環)運行開始 ・事業系ごみ全面有料化実施 |
| 1998 | 10 | ・一般廃棄物処理基本計画策定 | ・木の花小路公園開設、同公園が緑の都市賞を受賞 ・仙川水辺環境整備事業開始 ・ロシア連邦ハバロフスク地方への市民植林団派遣 |
| 1999 | 11 | ・環境基本条例制定 ・第一期環境基本計画策定 | ・「そーらの家」に太陽光発電設備(3.3kW)設置 ・千川小にビオトープ [†] 設置 ・ムーパーク設置 |
| 2000 | 12 | ・都市マスタープラン策定 ・環境マネジメントシステムISO14001認証取得 ・自然環境等実態調査報告書発行 | ・関前南小に太陽光発電設備(30kW)設置 ・ムーバス3号路線(境南東/境南西循環)運行開始 ・エコライフモニター制度 ・第五小、境南小にビオトープ設置 ・駐輪場で自転車のレンタル開始 ・ごみ収集車に天然ガス車導入 |
| 2001 | 13 | ・第2次住宅マスタープラン策定 | ・市立商工会館に燃料電池(4.5kW)設置 ・本宿小に太陽光発電設備(30kW)設置 ・桜野小に太陽光発電設備(10kW)設置 ・市役所車庫棟に太陽光発電設備(30kW)設置 ・ムーバス4号路線(三鷹駅北西循環)運行開始 ・市民の森公園開園 ・第三小、本宿小にビオトープ設置 ・二俣尾武蔵野市民の森整備事業開始 |

3. 武蔵野市の環境の現状

| | | | |
|------|----|--|---|
| 2002 | 14 | <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画策定 ・第2次市民交通計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電設備設置助成制度開始 ・エコライフ体験機器の貸し出し事業開始 ・親子棚田体験事業開始 ・井之頭小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・市民の森公園に太陽光発電設備（3kW）設置 ・第四小、井之頭小にビオトープ設置 ・人にやさしいみちづくり事業開始 ・朝一番隊開始 |
| 2003 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画調整計画策定 ・地球温暖化防止のための環境行動計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンパートナー事業開始 ・公立保育園「涼環境」創出事業開始 ・家族長期自然体験事業開始 ・第四小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・耐震アドバイザー派遣制度開始 ・第一小、第二小、関前南小、桜野小にビオトープ設置 |
| 2004 | 16 | <ul style="list-style-type: none"> ・第四期基本構想／長期計画策定 ・自転車等総合計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの有料化、戸別収集事業開始 ・奥多摩/武蔵野の森事業開始 ・大野田小に太陽光発電設備（20kW）、燃料電池（1kW）設置 ・ムーブス5号路線（境西循環）運行開始 ・吉祥寺西公園開園 ・吉祥寺北町公園、はなもみじ公園開園 ・喫煙マナーアップキャンペーン開始 |
| 2005 | 17 | <ul style="list-style-type: none"> ・第二期環境基本計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺本町在宅介護支援センターに燃料電池（1kW）設置 ・境南小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・境山野緑地開園 ・大野田小にビオトープ設置（小学校全校に設置完了） ・むさしの自然観察園（北町ビオトープ）開園 ・ムーブス5号路線（武蔵境/東小金井線）運行開始 ・クリーンセンター、地球温暖化対策計画策定 |
| 2006 | 18 | <ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺ランドデザイン策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・第三小学校に太陽光発電設備（30kW）設置 ・ムーブス6号路線（吉祥寺/三鷹線）、7号路線（三鷹/武蔵境線）運行開始 ・農業ふれあい公園開園 ・市役所本庁舎車庫棟の一部を屋上緑化[†] |
| 2007 | 19 | <ul style="list-style-type: none"> ・第四期基本構想／長期計画（調整計画）策定 ・一般廃棄物処理基本計画改定 ・緑の基本計画改定 | <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎西棟完成、使用開始 ・第五小学校に太陽光発電設備（30kW）設置 ・境冒険遊び場公園開園 ・新エネルギー、省エネルギー機器設置助成制度開始 |

(3) 武蔵野市における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量について

①実態把握の方法

武蔵野市における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を算定するにあたっては、市内で使用エネルギー使用量（活動量）に地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づき定められる排出係数を用い算定しています。

なお、現在東京都の62市区町村が参加している「みどり東京・温暖化防止プロジェクト[†]」により、統一的な算定手法を検討中であるため、適宜見直しを進めていきます。また、各年度における排出量の把握に努めます。

温室効果ガス排出量の算定のための計算式

$$(\text{各温室効果ガス排出量}) = \Sigma \{ (\text{活動量}) \times (\text{排出係数}) \}$$

表 3. (3). 1 エネルギー源別二酸化炭素排出係数（主要なもの）

| 燃料種別 | 単位 | 1990年 | 2003年 | 2005年 |
|--------------------|------------------------------------|-------|-------|-------|
| ガソリン | kg-CO ₂ /ℓ | 2.32 | 2.32 | 2.32 |
| 灯油 | kg-CO ₂ /ℓ | 2.53 | 2.49 | 2.49 |
| 軽油 | kg-CO ₂ /ℓ | 2.64 | 2.62 | 2.62 |
| A重油 | kg-CO ₂ /ℓ | 2.71 | 2.71 | 2.71 |
| LPG等 | kg-CO ₂ /kg | 3.00 | 3.00 | 3.00 |
| 都市ガス | kg-CO ₂ /m ³ | 2.28 | 2.28 | 2.21 |
| 購入電力 | kg-CO ₂ /kWh | 0.380 | 0.461 | 0.368 |
| 一般廃棄物 (廃プラスチック) | kg-CO ₂ /t | 2,614 | 2,731 | 2,695 |

なお、京都議定書で削減対象となっている温室効果ガスには二酸化炭素以外にもメタン、一酸化二窒素、パーフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄がありますが、温室効果ガスの排出量の95%が二酸化炭素であることから、本計画の目標は二酸化炭素に絞っています。

日本における京都議定書の対象となっている温室効果ガス排出量の割合

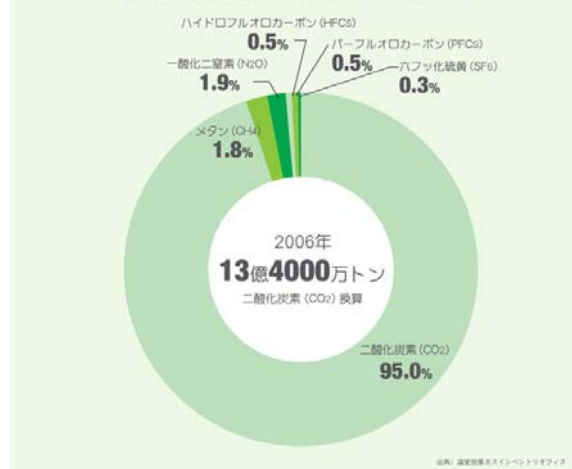


図 3. (3). 1

(全国地球温暖化防止活動推進センターホームページから)

3. 武蔵野市の環境の現状

表 3. (3). 2 各部門で消費するエネルギー及び活動量の算定方法

| 部 門 | 区 分 | 使用エネルギー及び算定方法 |
|-------|-------|--|
| 産業部門 | 製造業 | (使用エネルギー) 一般炭、コークス、ガソリン、灯油、 軽油、重油、LPG、電力、都市ガス (算定方法) ・ 全国における製造業の使用エネルギー量を製造品出荷額及び事業 所数で按分し、数値を算定 ・ なお、都市ガスについては武蔵野市使用量が把握できるため、そ のまま計上 |
| | 建設業 | (使用エネルギー) 灯油、軽油、重油、LPG、電力 ※都市ガスについては、製造業で計上 (算定方法) ・ 全国における建設業の使用エネルギー量を出来高ベースの売上高 及び新築着工床面積で按分し、数値を算定 |
| | 農業 | (使用エネルギー) 灯油、軽油、重油、LPG、電力 ※都市ガスについては、製造業で計上 (算定方法) ・ 全国における農業の使用エネルギー量を農地面積で按分し、数値 を算定 |
| 民生部門 | 家庭部門 | (使用エネルギー) 電力、都市ガス、灯油 (算定方法) ・ 市内における家庭用の電気・ガスを計上 ・ 灯油は都区部の二人以上世帯の灯油消費量に世帯数を乗じて算定 (単身世帯については補正) |
| | 業務部門 | (使用エネルギー) 電力、都市ガス、灯油、重油、LPG (算定方法) ・ 電気は市内における使用量総計から各部門の使用量を減じたもの ・ ガスは業務部門の使用量を計上 ・ その他のエネルギーについては、業務用ビル 1 m ² あたりの燃料消 費量に、各施設の延床面積を乗じたもの 延床面積は数値の把握ができるものはそのまま計上、できないも のは国または都の面積からの按分により算定 |
| 運輸部門 | 自動車 | (使用エネルギー) ガソリン、軽油、LPG (算定方法) ・ 全国の燃料消費量を武蔵野市の車両台数で按分し、数値を算定 |
| | 鉄道 | (使用エネルギー) 電力、軽油 (算定方法) ・ 各鉄道事業者の電力及び軽油使用量を営業キロ数で按分し、数値 を算定 |
| 廃棄物部門 | 一般廃棄物 | 市内で焼却処分されている一般廃棄物のうち、廃プラスチックの焼 却量を算定 |

②2005（平成17）年の温室効果ガスの排出量

武蔵野市における2005年の温室効果ガス排出量は、564,997t-CO₂となっています。その部門別構成比をみると、民生部門が68.1%と最も大きな割合を占め、次いで運輸部門の21.5%、産業部門の8.2%、廃棄物部門の2.2%となっています。

最も大きな割合を占める民生部門の内訳をみると、家庭系32.8%、業務系35.3%とほぼ同じ割合となっていて、13万人を超える人が生活する住宅都市と、吉祥寺をはじめとする大きな商業都市としての性格を反映したエネルギー消費の状況が見受けられます。

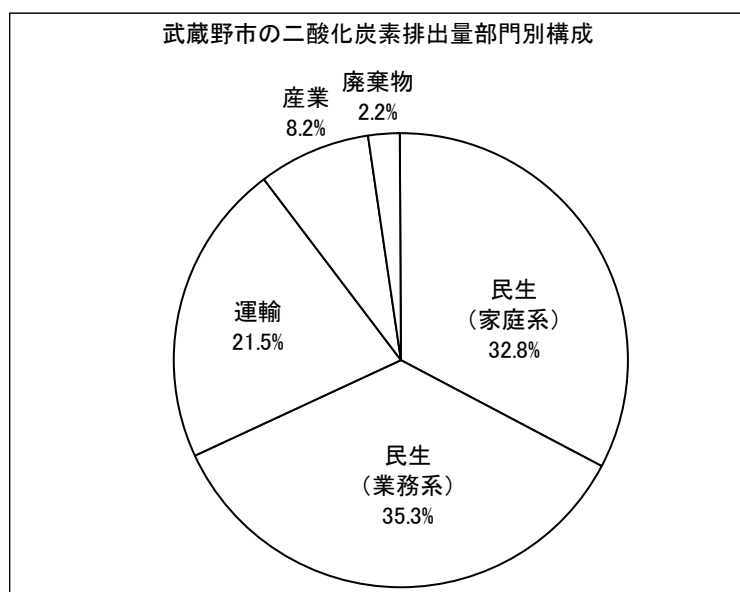


図 3. (3). 2 武蔵野市の二酸化炭素排出量部門別構成 (2005 年)

表 3. (3). 3 武蔵野市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量（2005 年）

| | | 排出量 | 構成比 |
|-------|-----|-------------------|-------|
| | | t-CO ₂ | % |
| 産業部門 | | 46,142 | 8.2 |
| | 製造業 | 29,479 | 5.2 |
| | 建設業 | 16,504 | 2.9 |
| | 農業 | 159 | 0.0 |
| 民生部門 | | 384,690 | 68.1 |
| | 家庭系 | 185,052 | 32.8 |
| | 業務系 | 199,638 | 35.3 |
| 運輸部門 | | 121,756 | 21.5 |
| | 自動車 | 115,986 | 20.5 |
| | 鉄道 | 5,770 | 1.0 |
| 廃棄物部門 | | 12,409 | 2.2 |
| 合計 | | 564,997 | 100.0 |

③1990（平成2）年と2005（平成17）年の排出量の比較

1990年と2005年の排出量を比較すると、1990年の560,285 t-CO₂からは0.8% (4,712 t-CO₂) 増加しています。産業部門の製造業については2005年の排出量が1990年の60%減と大きな減少を示しています。これは、大規模製造業の移転等に起因するものと考えられます。一方、民生部門は家庭系、業務系ともに大幅な伸びを示しています。これは、ライフスタイルの変化等による電力、ガスの使用量の増加などによるものです。

第二期環境基本計画における二酸化炭素削減目標は、1990年比6%減になりますので、2005年の排出量から市域全体で38,329 t-CO₂の削減が必要になります。これは市民一人あたりに換算すると、286kg-CO₂となり、1日あたり783gの削減が必要という計算になります。

しかしながら、武蔵野市は、下水処理場など環境に負荷のかかる施設を他市に依存しているため、一層の削減が必要であると考えます。環境省では、一人1日あたり1kgの削減を目標としており、本市としても同量の削減を目指していくことが重要といえます。

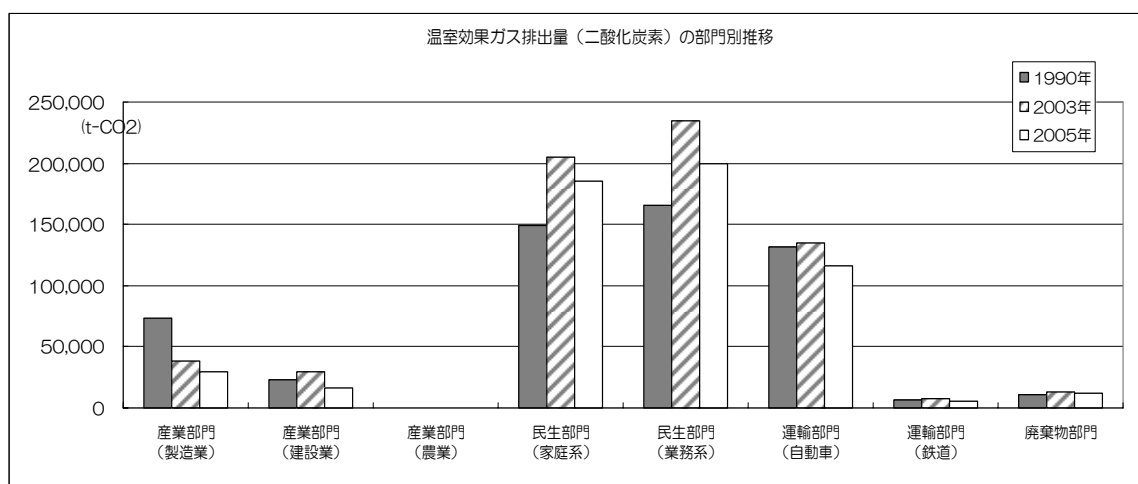


図 3. (3). 3 武蔵野市の温室効果ガス排出量（二酸化炭素）の排出量の比較

表 3. (3). 4 武蔵野市の温室効果ガス排出量（二酸化炭素）の排出量の比較

| | 1990年 | 2003年 | 2005年 |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | t-CO ₂ | t-CO ₂ | t-CO ₂ |
| 産業部門 | 96,729 | 68,624 | 46,142 |
| 製造業 | 73,822 | 38,331 | 29,479 |
| 建設業 | 22,717 | 30,078 | 16,504 |
| 農業 | 190 | 214 | 159 |
| 民生部門 | 315,475 | 439,087 | 384,690 |
| 家庭系 | 149,471 | 204,543 | 185,052 |
| 業務系 | 166,005 | 234,544 | 199,638 |
| 運輸部門 | 137,192 | 141,691 | 121,756 |
| 自動車 | 131,052 | 134,525 | 115,986 |
| 鉄道 | 6,140 | 7,166 | 5,770 |
| 廃棄物部門 | 10,888 | 12,914 | 12,409 |
| 合計 | 560,285 | 662,316 | 564,997 |

《参考》排出係数を同一にした場合の比較

電気から発生する二酸化炭素については、発電するために投入されるエネルギー量から排出係数を算定します。そのため、火力発電所の使用割合等によって毎年排出係数が異なります。1990年度の排出係数にあわせた場合の二酸化炭素排出量は下記のようになります。

この場合、目標の達成のためには 57,085t-CO₂ の削減が必要となり、市民一人あたりの削減量は、それぞれ 426kg/年、1.16kg/日が必要になります。

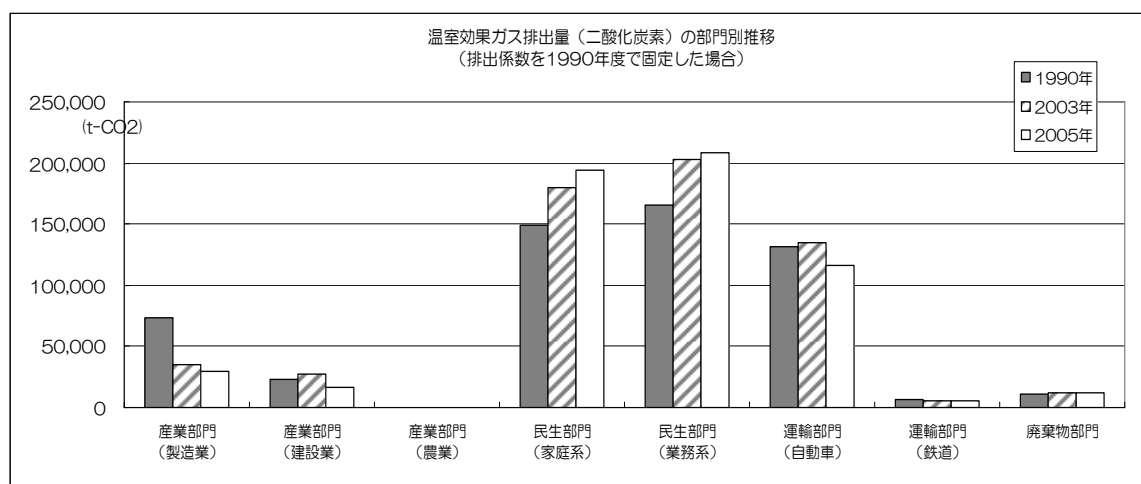


図 3. (3). 4 温室効果ガス排出量（二酸化炭素）の排出量の比較（排出係数固定）

表 3. (3). 5 温室効果ガス排出量（二酸化炭素）の排出量の比較（排出係数固定）

| | 1990年 | 2003年 | 2005年 |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | t-CO ₂ | t-CO ₂ | t-CO ₂ |
| 産業部門 | 96,729 | 63,221 | 46,976 |
| 製造業 | 73,822 | 35,401 | 30,119 |
| 建設業 | 22,717 | 27,624 | 16,696 |
| 農業 | 190 | 195 | 161 |
| 民生部門 | 315,475 | 383,497 | 402,768 |
| 家庭系 | 149,471 | 180,332 | 194,390 |
| 業務系 | 166,005 | 203,165 | 208,378 |
| 運輸部門 | 137,192 | 140,440 | 121,973 |
| 自動車 | 131,052 | 134,525 | 116,016 |
| 鉄道 | 6,140 | 5,915 | 5,957 |
| 廃棄物部門 | 10,888 | 12,361 | 12,036 |
| 合計 | 560,285 | 599,518 | 583,753 |

4 環境方針の展開

環境像の実現を目指し、6つの方針に沿って取り組みを進めます。

環境方針1 【しくみづくり】

市民が自発的に活動できる基盤を整備し、環境を考え、自ら行動することを支援します。

『エコシティむさしの』の実現は、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し行動していくことから始まります。しかしながら、2005（平成17）年度に実施した市民意識調査によれば、過去1年間に環境学習事業に参加した人の割合は6%にとどまっており、より多くの人が環境問題への関心を深め、積極的に行動していくことが必要になります。市民・事業者がそれぞれの立場で、自発的に環境学習・環境行動に取り組むことのできる仕組みを作ることが求められます。

市では、「市報むさしの」や「武蔵野市ホームページ」等を通じて環境情報を定期的に広報しています。また、「武蔵野市の環境保全（環境施策に関する年次報告書）」を毎年発行し、前年度の環境に関する施策の実施状況、大気汚染等の公害情報を広く市民に公開しています。

環境意識の啓発については、毎年6月の環境月間での展示をはじめ、打ち水大作戦やイベント、環境に関する学習会事業を実施するとともに、家庭でエネルギー使用量の把握を行うための『エコカレンダー⁺』の配布を行っています。

学校・地域・家庭・職場など、様々な場所において効果的で継続性のある環境教育、環境学習が行えるように支援していきます。特に次世代を担う子どもたちに関しては、セカンドスクールや親子自然体験事業など、環境に関する感性と理解を深めるための体験の機会を充実していきます。学校教育だけでなく、『こどもエコクラブ⁺』の活動を応援していますが、個々のクラブでは積極的に活動しているものの、市域全体には広がっていないのが現状です。

さらに、一人ひとりの行動をより大きく持続性のある環境保全活動へつなげていくために、活動のグループ化を図るとともに、市民・事業者・行政（市）が、目に見える形での情報の共有化等により、協働して環境活動を進めていく事業として、2006（平成18）年度から「環境まちづくり協働事業」を開始しました。今後は、より一層の展開が求められています。

環境目的（計画期間における達成度指標）

①過去1年間に環境学習に参加した人の割合を2010（平成22）年度に10%にする。

（現状）平成17年度実績 6%（市民意識調査による）

②市内のこどもエコクラブの数を2010（平成22）年度に10クラブとする。【新規】

（現状）平成19年度実績 3クラブ

◎行政（市）の取り組み（施策）

◆環境教育・環境学習の充実

全ての人が環境について学び、行動に移すことが重要です。そのために、学校教育や生涯学習活動等を通じて、ライフステージに応じた環境学習の機会を計画的に提供できるよう、環境学習プログラムを市民、事業者とともに作成します。また、

地域や学校・職場において、ネイチャーゲームなどの体験型環境教育や食に関する教育・学習の機会を増やし充実させるとともに、誰もが常時環境学習情報を手に入れることができるよう、積極的に広報をしていきます。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|--------------|------------------------|---------------------|---|----|-----|
| 環境教育・環境学習の充実 | | | | | |
| | 生涯を通じた環境学習プログラムの作成【新規】 | | ● | ● | ● |
| | 環境教育、学習の推進 | | | | |
| | | 環境学習情報の共有のための積極的な広報 | ● | ● | ● |
| | | 体験型環境教育の充実 | ● | ● | ● |
| | | 食に関する教育の充実、学習の推進 | ● | ● | ● |

◆市民・事業者・行政のネットワークづくり

環境問題は全ての主体が積極的に取り組みを進める必要があるため、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を理解し主体的に行

動できるよう、協働関係の構築をはかります。また、環境に関する市民活動に対して、広報や講師の紹介などの支援を引き続き行います。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|---------------------|-------------------|-------------|---|----|-----|
| 市民・事業者・行政のネットワークづくり | | | | | |
| | 市民・事業者・行政の協働関係の構築 | | | | |
| | | 環境まちづくり協働事業 | ● | ● | ● |
| | 環境に関する市民活動への支援 | | ● | ● | |

◆市民活動の基盤の整備

市民がいつでも環境情報を手に入れることができ、活動に携わることができるよう、市報やホームページ等あらゆる媒体を利用して積極的に情報提供を行います。市民活動団体同士

の交流の機会を提供しネットワーク化を進めます。市民活動の拠点として、情報の受発信機能や啓発機能をもつ施設の整備を検討していきます。

4. 環境方針の展開

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|----------------|----|------------------|---|----|-----|
| 市民活動の基盤の整備【新規】 | | | | | |
| | | 環境市民活動団体のネットワーク化 | ● | ● | |
| | | 市民活動拠点の整備 | ● | ● | |
| | | 環境情報の積極的な提供 | ● | ● | ● |

◎市民の取り組み

◇環境問題に興味をもつために

- ◆家族で環境問題について考え、行動する機会を増やします（エコカレンダーなど）。
- ◆家庭での環境に関する取組みを定期的を確認します。
- ◆省エネに関する情報を積極的に収集します。
- ◆自分で実践している環境配慮を周りの人にも知らせます。

◇より積極的に活動するために

- ◆環境学習の機会（省エネセミナー、講演会など）に積極的に参加します。
- ◆地域での自然保護、省エネ・省資源、ごみ減量、まちの美化等の環境保全活動に積極的に参加します。

◇環境の輪を拡げるために

- ◆日常的に地域で環境について話題にします。
- ◆環境に関する学習や実践活動をグループで企画し、参加を呼びかけます。
- ◆行政や事業者に対して、協働での取組みを提案します。

◎事業者の取り組み

◇環境に配慮した事業活動のための仕組みづくり

- ◆環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21⁺、グリーンパートナー制度⁺等）を積極的に取り入れます。
- ◆事業活動における環境への配慮に関する事業所の方針を立てます。
- ◆事業活動における環境への配慮に関する担当者を任命します。

◇従業員の環境活動への支援

- ◆従業員への環境教育や研修の機会の充実を図ります。
- ◆環境保全のためのボランティア活動に取り組む従業員を支援します。

◇環境情報の積極的な広報

- ◆企業として環境保全活動に積極的に取り組み、広報します。
- ◆地域で行われる環境学習や環境保全活動に積極的に参加、協力します。
- ◆製品の環境性能（省エネについての情報など）を積極的に広報します。

環境方針2 【ライフスタイル】環境にやさしい暮らし方を提案します。

生活の24時間化などのライフスタイルの変化や大量生産・大量消費・大量廃棄型社会システムにより、家庭や事業所のエネルギー消費量は増加の一途を辿っています。その結果、温暖化やエネルギー資源の枯渇など地球環境問題を招いています。これらの問題を解決するためには、一人ひとり、ひとつひとつの行動の積み重ねが必要になります。

市内で消費されているエネルギー源は、電力、都市ガス、灯油、ガソリンなどがあります。この15年の間に電気は22%、ガスは39%の増加となっており、一刻も早い対応が必要になっています。二酸化炭素の排出量を抑制するためには、日常生活や事業活動においてエネルギーの消費抑制、効率利用を心がけるとともに、新エネルギー[†]の導入を拡大する必要があります。

市では公共施設に太陽光発電設備や家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの設置を進めています。また、太陽光発電設備、高効率給湯機器[†]を設置して二酸化炭素の排出抑制を行う市民に対しての設置費用の一部助成を行っていますが、これらの施策については、より一層推進していく必要があります。

環境に配慮した事業者の登録制度であるグリーンパートナー制度は、2007（平成19）年度には203事業者が登録をしましたが、市域全体に広げていくために一層力を入れる必要があります。

ごみの発生量は、家庭ごみの有料化や各イベントでのごみ分別指導などごみ減量への取り組みによって2001（平成13）年度以降減少傾向にあります。しかしながら、一人1日あたりの家庭系ごみの排出量では2007（平成19）年度で743.3g/人・日と、多摩地区26市中で4番目に多い状況となっています。

クリーンセンターは1984（昭和59）年10月に稼働して以来23年が経過し、施設の更新時期が近づくとともに、ごみの質が変動したことにより建て替えが望ましいとされています。現在は委員会を立ち上げ、検討が始まっています。検討に当たっては、現行の処理システムからさらに環境負荷の少ない効果的な処理システムを目指します。

ものは大切に使い、暮らしに本当に必要なものを必要な分だけ購入するといった生活の中で、エネルギー消費の削減・ごみの発生抑制・資源化を図るために、市は、環境に配慮した行動のための具体的取り組みを自ら実践するとともに、市民・事業者向けに広く提案します。

環境目的（計画期間における達成度指標）

- ①2010（平成22）年の市域全体の二酸化炭素の排出量を、1990（平成2）年レベルから6%削減（526,668t以下に）する。（現状）平成17年度 564,997t
- ②新エネルギーの利用により、二酸化炭素の排出量を400t削減する。【新規】
 - (1)公共施設における太陽光発電設備容量を2010（平成22）年度までに400kWにする。（現状）平成19年度実績 298.18kW
 - (2)民間住宅における太陽光発電設置住宅割合を2010（平成22）年度までに1.2%にする。（現状）平成19年度実績 0.95%
- ③市民一人1日あたりのごみ排出量を2010（平成22）年度までに722g以下に削減する。（現状）平成19年度実績 743.3g
- ④過去1ヶ月の間に過剰包装を辞退したことの人の割合を2010（平成22）年度までに90%にする。（現状）平成17年度実績 6%（市民意識調査による）

◎行政（市）の取り組み（施策）

◆環境に配慮した暮らしへの転換

太陽光発電等既に導入している自然エネルギーをさらに推進するために、公共施設への設置及び、市民の導入について支援を行います。

バイオディーゼル[†]等バイオマス燃料の使

用やごみ発電等の新エネルギーの導入も検討していきます。市で行うイベント等にはグリーン電力[†]を積極的に利用するとともに、事業者、市民に広げるための仕組みを検討します。

| 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|--------------|---|---|----|-----|
| 新エネルギーの導入の推進 | 太陽光発電等自然エネルギー設備の設置促進 | ● | ● | ● |
| | バイオディーゼル等バイオマス燃料の使用、ごみ発電等の新たなエネルギー利用の検討【新規】 | ● | ● | ● |
| | グリーン電力の利用【新規】 | ● | ● | ● |
| | | | | |

エコライフ体験機器の貸出や、取り組みの段階に応じた省エネ活動ができるようなハンドブックを作成し配布します。環境展や省エネ資器材に関する情報を事業者と協力して提供するなど市民に向けた環境配慮型ライフスタイルを積極的に提案していきます。また、省エネについての自己診断の方法を検討、広報し、誰

もが省エネに取り組める基盤を整えるとともに、優れた取り組みについては省エネコンテストなどの実施により表彰していきます。併せて、消費生活講座を充実させるとともに、市内の自動販売機の設置者に対する省エネセミナーの開催など、環境負荷の高い自動販売機を減らす施策も検討していきます。

| 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|-----------------|------------------------|---|----|-----|
| 環境配慮型ライフスタイルの啓発 | エコライフ体験機器貸出の実施 | ● | ● | ● |
| | 温暖化対策ハンドブックの作成【新規】 | ● | ● | ● |
| | 省エネ資器材に関する情報の提供【新規】 | ● | ● | ● |
| | 省エネの取り組みに関する定期的な広報【新規】 | ● | ● | ● |
| | 自動販売機を減らすための施策の検討【新規】 | ● | ● | ● |
| | 省エネの取組みによる表彰制度【新規】 | ● | ● | ● |
| | 消費生活講座の充実 | ● | ● | ● |

省エネに関する投資費用は、光熱水費の削減効果によりある程度カバーできるものであることを示し、市民の省エネの取り組みを促進します。また、2007（平成 19）年度から実施している高効率給湯機器の設置助成のみならず、省エネ製品への買い替えに伴う補助金制度や、

省エネグッズの配布などを検討します。特に白熱球の一掃作戦については、国や都とも連携して行います。また、市関連施設におけるエネルギーの削減を目的として、フィフティ・フィフティ制度[†]の実験を行います。

| 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|-----------------------|------------------------------|---|----|-----|
| 環境配慮行動普及のための制度の充実【新規】 | | | | |
| | 省エネ製品への買い替えの促進に対する補助制度の導入の検討 | ● | ● | ● |
| | 低コストの省エネグッズの配布の検討 | ● | ● | ● |
| | フィフティ・フィフティ制度の実験 | ● | | ● |

事業活動における CO₂ の削減のための冊子を作成し、各事業所での省エネの取り組みを進めてもらうとともに、その結果の報告・評価する仕組みの構築を検討します。また、環境に配

慮した事業者の増加を目的として、グリーンパートナー制度をますます充実させるとともに、環境経営に関する補助金等の新設を検討します。

| 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|---------------|---|---|----|-----|
| 事業所の環境経営の普及促進 | | | | |
| | グリーンパートナー制度の充実 | ● | | ● |
| | 事業者向け省エネ（CO ₂ 削減）のための冊子の作成【新規】 | ● | | ● |
| | CO ₂ 削減行動の報告・評価の仕組みづくり【新規】 | ● | | ● |
| | 環境経営に関する補助金等の検討【新規】 | ● | | ● |

低公害車、低燃費車を利用するよう、市民・事業者に働きかけるとともに、市の所有する車両には環境配慮自動車を率先して導入します。

雨水利用設備の設置推進を図るとともに、民間住宅への導入の支援を行い、雨水を効率的に利用できるようにします。

公共施設における環境負荷軽減を目的とし

て、武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画に基づき既設、新設を問わず省エネ設備を導入するとともに、事務事業に伴うエネルギーの消費削減を徹底していきます。

施策の有効性、効率性等が測定することができるよう、環境会計[†]の手法も含め、新たな環境評価基準の導入を検討します。

| 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|-------------------------|-----------------------|---|----|-----|
| 環境配慮自動車の普及促進 | | | | |
| | 環境配慮自動車の率先導入 | ● | ● | ● |
| 雨水の利用推進 | | | | |
| | 公共施設の雨水利用設備の設置の推進【新規】 | ● | | |
| | 民間住宅への施設導入の支援 | ● | ● | ● |
| 公共施設における環境負荷軽減施策の実施【新規】 | | | | |
| | 省エネ設備(照明、空調)の導入の徹底 | ● | | |
| | 遮熱を目的とした屋上緑化等の検討 | ● | | |
| 新たな評価基準の導入の検討・実施 | | | | |
| | | ● | | |

◆ごみ減量・資源の循環的利用の推進

『武蔵野ごみチャレンジ700グラム』や『マイバッグキャンペーン』など普及啓発活動や積極的な情報提供により、ごみの発生抑制、減量化を一層強化します。ごみとして発生したものについては、分別とリサイクルにより、資源としての再使用、再利用を進めます。また、事業者への働きかけ等による排出者責任・生産者責任の明確化を図ります。

市民や事業者の自発的なごみ減量、市内美化活動を積極的に支援していきます。

ごみの減量のために2007(平成19)年度から開始した剪定枝葉の堆肥化など、緑のリサイクル事

業を推進していきます。

クリーンセンター建替えにおいては、省エネルギー、高効率なエネルギー回収等により、二酸化炭素等の温室効果ガスが低減できる焼却システムを検討していきます。

公共施設においては、適正な維持管理に努め、耐用年数の延伸を図り、廃棄物の排出抑制を行います。

ごみ焼却灰を原料の一部として利用したエコセメント[†]事業については、最終処分場の延命に寄与するため、引き続き支援していきます。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|------------------|--|----------------|---|----|-----|
| ごみ減量・資源の循環的利用の推進 | | | | | |
| | ごみ発生抑制策の強化【新規】 | | | | |
| | | レジ袋削減キャンペーンの実施 | ● | ● | ● |
| | 資源としての再使用・再利用の推進【新規】 | | | | |
| | ごみ減量の普及啓発、情報発信機能の強化【新規】 | | | | |
| | 排出・生産者責任の明確化【新規】 | | | | |
| | 自発的なごみ減量化、市内美化活動への支援【新規】 | | | | |
| | 緑のリサイクル事業の推進 | | | | |
| | クリーンセンター建替え計画の検討【新規】 (効率的なエネルギー回収等の焼却システムの検討) | | | | |
| | 環境負荷の少ないごみ処理システムの検討 | | | | |
| | 公共施設の適切な維持管理 | | | | |
| | エコセメント事業の支援 | | | | |

◎市民の取り組み

行動目標 市民一人1日あたりの二酸化炭素排出量を1kg削減しよう！

◇省エネによる地球温暖化の防止のために

①目標を立てよう

- ◆家族でエコカレンダーを利用して、使用エネルギー量を把握します。
- ◆削減目標を立てて省エネに取り組みます。

②具体的に取組もう

《日々の取り組み》

- ◆『エコチャレンジ（仮称）』に積極的に取り組みます。
- ◆冷暖房をなるべく使用しないですむような服装（クールビズ・ウォームビズ）を心がけます。
- ◆節水に心がけます。（シャワーの時間短縮、雨水の利用等）
- ◆外出先などで自動販売機からの飲料購入に頼らないよう、水筒を持ち歩くなどの習慣をつけるよう心がけます。

《家を建てる時、物を買うときに》

- ◆家を新築・増改築する時は積極的に省エネルギー、新エネルギーのシステムを取り入れるように心がけます。
- ◆家庭において壁面緑化[†]、屋上緑化、生垣などを設置し、自然の力で夏を涼しく過ごします。
- ◆エネルギーを使う製品を購入する時は、省エネルギー型のものを積極的に選びます。

◇ごみの減量のために

- ◆過剰と思われるサービスは利用しないよう心がけます。
- ◆買い物はこまめに、必要な量だけ買い、ごみの発生抑制を心がけます。
- ◆不要になったがまだ使えるものを譲ったりして再び使います。
- ◆古い電化製品以外は、壊れたものも修理して使用します。
- ◆ごみの分別を一層徹底し、資源化を心がけます。
- ◆レジ袋をなるべく断ります。
- ◆マイ箸を持参し、割箸を極力使わないようにします。

◇地域で省エネ・新エネに取り組む仕組みづくり

- ◆計画から資金調達、設置、運営までを市民が関わる仕組みにより新エネルギーの導入に取り組みます。
- ◆企業のサービス（二酸化炭素削減に取り組むと苗木がもらえるなど）を活用します。

◎事業者の取り組み

**行動目標 事業所あたりのエネルギー使用量を
2005（平成 17）年度比 5%以上削減しよう！**

◇事業所部門の省エネ・省資源のために

◆省エネに関する実践内容、ノウハウを事業者間で共有します。

◆事業所の体制による省エネを推進します。

ノー残業デー、営業形態（営業時間等）の検討、省エネ診断の実施など

《事業所、設備における取り組み》

◆事務所等を改装する際は二重窓や複層ガラスを取り入れ、断熱性を高めることを心がけます。

◆断熱効果による省エネのために、できるだけ事業所の敷地内、屋上、壁面の緑化に取り組みます。

◆設備の更新の際は省エネ機器を導入します。（白熱球の蛍光灯化など）

◆機器の運用方法による省エネに取り組みます。（照明の間引き、休み時間の消灯、エレベーターの運転の調整など）

《日々の取り組み》

◆クールビズ・ウォームビズを徹底します。

◆節水を徹底します。（節水コマ、雨水の利用等）

◆廃棄物の削減に積極的に取り組みます。（分別の徹底、裏紙の使用など）

◇顧客の省エネの取り組みの支援

◆食料品・日用雑貨などは、できるだけ量り売り、ばら売りを行うよう努めます。

◆過剰包装など、必要以上のサービスは提供しないよう努めます。

◆お客様が自然に環境配慮行動に取り組めるような設備、備品を整えます。（ごみを分別しやすい表示、塗り箸の推奨など）

めざせ CO₂ 1kg 削減!! みんなでできる温暖化防止① 《冷暖房の使い方で減らそう》

| 項 目 | CO ₂ 削減量 (1日あたり) | 光熱水費節約量 (年間) |
|--------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 冷房の温度を 26℃から 28℃に 2℃高く設定 | 83g | 1,330 円 (112 日) |
| 冷房の利用時間を 1 時間減らす | 26g | 413 円 (112 日) |
| 暖房の温度を 22℃から 20℃に 2℃低く設定 | 96g | 2,342 円 (169 日) |
| 暖房の利用時間を 1 時間減らす | 37g | 896 円 (169 日) |
| 古いエアコンを省エネタイプに買い換える | 104g | 5,471 円 |

環境方針3 【緑と水】自然環境を守り、再生し、創り出します。

本市を囲む玉川上水、千川上水、神田川、仙川などの水辺は、井の頭恩賜公園、小金井公園、武蔵野中央公園などの大きな公園とともに市の環境の骨格を成しています。また、市内に点在する屋敷林や社寺林等の歴史的な緑と市街化された住宅地における個々の緑によって、身近に自然を感じることができる比較的良好な都市環境が形成されています。

市では都市公園の整備や、大木・シンボルツリー2000計画による樹木の保存などの拠点となる緑の保全や、緑と水のネットワーク化の推進により、緑被率[†]は1994（平成6）年の22.6%から2005（平成17）年には24.0%と上昇しました。一人あたりの公園緑地面積も4.2㎡から4.57㎡に増加しています。

一方、緑被地の約65%を占める私有地における緑は1994（平成6）年から2005（平成17）年の11年間で、7.3ha減少しました。これ以上の減少を防ぐためには、農地の活用を含め、一層の緑地の保全策を講じていくことが不可欠となっています。また、単に緑被率を増やすために管理の容易な樹木に偏った植樹をするだけでなく、武蔵野の風景や生態系を維持できる緑を創出する「緑の質」が求められています。今後は、2008（平成20）年4月に策定された「武蔵野市緑の基本計画2008」を、市と市民と事業者が一体となって推進していきます。

農地は、市域面積の3.1%を占めていますが、緑地と同じく減少傾向にあります。今後の武蔵野の農業のあり方について、「武蔵野市農業振興基本計画」を2006（平成18）年度に策定し、都市農業の支援を行っています。

こうした背景をふまえ、市は、これまで受け継いできた自然環境を守りはぐくむために、市内の地域の特性に合わせたきめ細かな手法を検討する必要があります。また、消費型の都市である武蔵野市の特性を考慮すると、市民、事業者と協働して緑を守る活動を広げ、市内のみならず多摩地域の森林保全を始めとした広域の環境保全活動も実施する必要があります。

環境目的（計画期間における達成度指標）

①緑被率を2010（平成22）年度までに24.5%にする。^{*}

（現状）平成17年度実績 24%

②保存樹木の本数を2010（平成22）年度までに720本にする。^{*}

（現状）平成19年度実績 685本

③屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテン[†]などを導入した市の公共施設を2010（平成22）年度までに8施設にする。

（現状）平成19年度実績 5施設

④2010（平成22）年度までに、公有地の緑被地面積を93.765ha、私有地の緑被地面積を169.2haに高める。^{*} 【新規】

（現状）平成17年度実績 公有地 91.73ha、私有地 165.8ha

^{*}「武蔵野市緑の基本計画2008」の目標数値を、平成22年度に換算した数値

◎行政（市）の取り組み（施策）

◆うるおいのある緑空間の整備

公共施設の緑化については、地域に親しまれる緑の核となるよう率先して緑化を進めていきます。

グリーンパーク緑地及び遊歩道や玉川上水・千川上水など軸となる緑と水をネットワーク化して緑豊かな都市を形成していきます。

都市公園の整備の方針に基づき、計画的に公園緑地を整備・拡充していきます。その際は、計画

段階から地域の意向を把握するなど、地域で公園緑地を見守る仕組みにつなげます。

既存の公園緑地については、公園緑地の立地環境や地域のニーズ等に基づいて、計画的に改修(リニューアル)するための計画を2012(平成24)年度を目標として策定していきます。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|---------------|----|---------------------------|---|----|-----|
| うるおいのある緑空間の整備 | | | | | |
| | | 公共施設の緑化の推進 | ● | | |
| | | グリーンパーク緑地の拡充整備 | ● | | |
| | | 公園・緑地の新設と拡充 | ● | ● | |
| | | 公園緑地リニューアル総合計画（仮称）の策定【新規】 | ● | ● | ● |
| | | 緑のネットワーク化の推進【新規】 | ● | ● | ● |

◆市民との協働による緑化の推進

緑の保全と創出を進めるために、緑化指導などの規制と、助成制度などの支援の両面から調査研究を行い、事業化を検討します。

地域の共有財産として、多くの人が公園緑地などの緑を育むことができるよう、維持管理活動に積極的に参加できる手法を研究します。

自然環境の回復と保全の推進のためには、様々な主体が連携・協力する必要があります。そこで、情報や知識の取得やデータベースの機

能、緑の総合相談所としての役割も併せ持つ市民と市の協働の支援基盤として『自然環境センター（仮称）』の設置を検討します。

緑ボランティア団体の支援内容を評価・検証し、多くの市民が活動しやすい制度にします。

転居や相続、維持管理の負担などにより、樹木・樹林などが消失しています。現行の制度を見直し、充実することにより、保全を推進していきます。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|----------------|----|------------------------|---|----|-----|
| 市民との協働による緑化の推進 | | | | | |
| | | 新たな緑創出のための施策の調査・研究 | ● | ● | ● |
| | | 市民による公園管理、緑化事業の推進 | ● | ● | |
| | | 自然環境センター（仮称）設置の検討【新規】 | | | |
| | | トラストやファンドのあり方の検討・実施 | ● | ● | |
| | | 緑のサポーター制度活用の推進 | ● | ● | |
| | | 緑ボランティア団体支援のあり方の検証【新規】 | ● | ● | |
| | | 民有緑地の保全制度の評価・見直し【新規】 | ● | ● | ● |

◆水辺環境の整備

仙川については、都や関係市、事業者とも協力して長期的にはタナゴのすめる環境を目指していきます。また、ビオトープ[†]や自然生態系復活ゾーンを活用し、市民が親しむ機会を増やします。

管理が市に移管された千川上水については、散策路や親水空間として地域住民に親しまれ

るよう『千川上水整備計画（仮称）』を策定します。

玉川上水においては、東京都の「史跡玉川上水保存管理計画」に基づき、都や周辺自治体等様々な主体と情報交換や連絡調整を密に行い、保全、整備に協力します。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|---------|----|---------------------|---|----|-----|
| 水辺の環境整備 | | | | | |
| | | 仙川水辺環境の整備（仙川リメイク） | ● | ● | ● |
| | | 千川上水整備計画（仮称）の策定【新規】 | ● | ● | ● |
| | | 玉川上水の保全と整備への協力 | ● | ● | ● |

◆森林の保全と活用

東京の森林の保全、育成を目的として「二俣尾・武蔵野市民の森」「奥多摩・武蔵野の森」の保全事業を行ってきましたが、今後の事業のあり方について長期的な視野にたって評価・検証を行います。

森林は、二酸化炭素の吸収・固定源として地球温暖化対策にも非常に重要な役割を果たします。森林の適正な経営、管理について国等の動向を見ながら広域協力を含めて検討を行います。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|----------|----|-------------------------|---|----|-----|
| 森林の保全と活用 | | | | | |
| | | 森林保全事業の評価・検証【新規】 | ● | ● | |
| | | 二酸化炭素吸収源としての森林経営の検討【新規】 | ● | ● | ● |

◆都市農業の支援

農作物を生産する基盤となる農地の保全のために登録農地制度を推進するとともに、後継者、認定農業者の育成に対する支援を行います。

保育園、学校等での食材の利用、直売会の開催など地産地消の取り組みや、環境に配慮した農業資器材の導入支援などにより、農業を支援します。

2007（平成19）年4月に開園した『農業ふれあい公園』など、農業体験の機会の充実をはかるとともに、参加した市民が継続的に援農できる制度も検討します。また、農地への不法投棄防止活動など、地域と農家の協力体制を構築します。

4. 環境方針の展開

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|---------|-----------------|---------------------------------|---|----|-----|
| 都市農業の支援 | | | | | |
| | 農地の保全 | | | | |
| | | 登録農地制度の活用 | ● | ● | ● |
| | | 後継者、認定農業者の育成支援【新規】 | ● | ● | ● |
| | 市内農産物の地産地消の促進 | | | | |
| | | 地産地消を中心とする安定的な流通・販売経路確保の支援 | ● | ● | ● |
| | 環境に配慮した安全・安心な支援 | | | | |
| | | 環境保全型農業用資器材購入補助 | ● | | ● |
| | 都市農業と市民のふれあいの強化 | | | | |
| | | 体験型市民農園の支援 | ● | ● | |
| | | 市民援農制度の検討【新規】 | ● | ● | |
| | | 地域ボランティアによる農地への不法投棄防止活動等の検討【新規】 | ● | ● | |

◆生物多様性の保全

豊かな自然を形成するためには、多種多様な生物が生息していることが必要です。その生物が、地球温暖化や外来種の流入などにより、深刻な影響を受けています。都市化の進んだ武蔵野市においては、自然環境と多様な生物を守るために、生育・生息環境を保全、回復することが重要です。市民の意識を高めるため、それら

の情報を積極的に提供するとともに、啓発活動を行います。また武蔵野市における生物の生息状況を調査し、生物多様性の保全及び管理のための計画を策定します。その中では、外来種による生態系への影響を防除するための手段や、生物の生息環境を広げるための手段等も検討していきます。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|--------------|--------------------|----------------|---|----|-----|
| 生物多様性の保全【新規】 | | | | | |
| | 生物多様性についての情報提供、啓発 | | ● | ● | |
| | 生物多様性保全計画及び管理計画の策定 | | | | |
| | | 第二次生物生息状況調査の実施 | ● | ● | ● |

◎市民の取り組み

◇緑の保全のために

- ◆家庭において、壁面緑化、屋上緑化、生垣など敷地内の緑を増やすことを心がけます。
- ◆地域の緑化活動に積極的に参加します。
- ◆緑を守るイベントに参加します。

◇生物多様性の保全のために

- ◆武蔵野の自然を保全し、再生するための生態系を、市、事業者と一緒に守り育てていきます。
- ◆外来生物を遺棄、放流しないようにします。

◇都市農業の保全のために

- ◆季節ごとの旬の食材を使用します。なるべく市内農産物を買うことを心がけます。

◎事業者の取り組み

◇緑の保全のために

- ◆できるだけ事業所の敷地内、屋上、壁面の緑化を行うよう心がけます。
- ◆緑を守る活動を積極的に行います。（※リサイクルによる基金など）
※リサイクル事業等の収益をもとに、市内の傷んだ木を植え替えたり、森や並木を守っていく活動。

◇生物多様性の保全のために

- ◆生物多様性を意識し、地域の自然にあった植栽に協力します。

◇都市農業の保全のために

- ◆市内農産物を積極的に利用します。

めざせ CO₂ 1kg 削減!! みんなでできる温暖化防止②《お風呂で減らそう》

| 項 目 | CO ₂ 削減量 (1日あたり) | 光熱水費節約量 (年間) |
|----------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 風呂のお湯を利用して頭や体を洗い、シャワーを使わない | 371g | 35,733円 (1日5分使用しない場合) |
| シャワーの使用時間を1日1分短縮する | 74g | 7,146円 |
| 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす | 7g | 4,161円 |
| 間隔を空けずに続けて入浴する | 86g | 5,730円 |

環境方針 4 【交通・運輸】環境負荷⁺の少ない交通体系に変えていきます。

交通・自動車対策は、エネルギー消費の削減に大きな効果があるとともに、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素の排出削減、大気汚染や騒音の防止、ヒートアイランド現象の原因である排熱量の削減の観点から、非常に重要な対策です。

本市は、面積が 10.73k m²と全国でも小さな市であり、起伏もそれほどない「徒歩、自転車で移動しやすいまち」であるといえます。市は、地域住民、国、警察等との協議を進めながら、公共交通機関の整備や自転車の利用環境、歩行環境の向上を図ってきました。

現在のところ駐輪場については、市内三駅周辺で約 23,500 台の収容台数があるものの依然不足しており、違法駐輪への対策とともに駐輪場の確保、利用形態の検討が課題です。また、自転車による対人事故の増加が問題化されており、人と自転車がお互いに安心して移動できる都市基盤を整備する必要があります。

交通空白・不便地域の解消を目的として 1995（平成 7）年に運行を開始したコミュニティバス「ムーバス」は、2007（平成 19）年には延べ 270 万人が利用しています。また、1999（平成 11）年に実験を開始し、現在では 1 日平均 72 台が利用するパークアンドバスライドシステム「ムーパーク」など、公共交通を整備し、自家用車やタクシーからの乗り換えにより、交通渋滞の緩和、排気ガスの抑制を行っています。

交通の円滑化を図るため、違法駐車防止により安全な道路空間を確保するとともに、吉祥寺地域の駐車場の誘導システムにより、空き駐車場に適切に誘導できるようにしています。また、吉祥寺駅周辺の地下利用についても、調査を実施し、検討が開始されています。

今後は『近くは徒歩で 距離がある場合は自転車、公共交通機関で』を目指し、交通渋滞を解消する施策を展開し、交通にともなうエネルギー消費の削減を図る必要があります。また、やむを得ず車を使う場合でもエコドライブが徹底されるよう、市は率先して実施するとともに、市民、事業者にも啓発を進めていきます。

環境目的（計画期間における達成度指標）

① 渋滞や違法駐車を減らし、交差点における環境基準⁺を維持する。

（現状）平成 19 年度 環境基準超過なし

② 1 世帯あたりの自動車保有台数を 2010（平成 22）年度に 0.65 台にする。

（現状）平成 19 年度実績 0.656 台

◎行政（市）の取り組み（施策）

◆歩いて楽しいみちづくり

歩道の整備や歩道上へのベンチの設置などにより、安全で快適な歩行環境の向上に努めます。また、生活道路への車の流入及びその速度抑制を図るための「人にやさしいみちづくり事業」を、地域の交通体系との整合性を持たせな

がら進めます。

「景色」「音」「匂い」「風」などを感じ、自然に触れることができるよう配慮した『環境のみち』づくりを、市民・事業者と協力して検討します。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|-------------|-------------------|-----|---|----|-----|
| 歩いて楽しいみちづくり | | | | | |
| | 歩道の整備 | | ● | | |
| | 歩道上ベンチの設置【新規】 | | ● | | |
| | 人にやさしいみちづくり事業の推進 | | ● | ● | |
| | 『環境のみち』づくりの検討【新規】 | | ● | ● | ● |

◆自転車を利用しやすい環境づくり

誰もがいつでも駐輪することができることを目指して、商店会や鉄道事業者などに協力を要請しながら地下や高架下も含めた駐輪場の増設を推進するとともに、放置自転車クリーンキャンペーンの実施など、啓発活動も継続して

いきます。

自転車道設置モデル事業の継続など、自転車の走行環境を整備します。また、利用者には講習会や啓発を通じて、運転マナーが向上するように努めます。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|-----------------|----------------|--------------------------|---|----|-----|
| 自転車を利用しやすい環境づくり | | | | | |
| | 駐輪場の確保と利用形態の工夫 | | | | |
| | | 地下や高架下も含めた駐輪場の増設の推進【新規】 | ● | | ● |
| | | 放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発事業の実施 | ● | ● | ● |
| | 自転車の走行環境の整備 | | | | |
| | | 自転車道設置モデル事業の実施【新規】 | ● | | |
| | 自転車の安全走行の啓発 | | | | |
| | | 自転車安全利用促進のための講習会の実施【新規】 | ● | ● | |
| | | 自転車の運転マナー等の啓発【新規】 | ● | ● | |

◆公共交通の利用促進

市民の足として親しまれているコミュニティバス『ムーバス』は、2007（平成 19）年度で7路線9ルートが開通していますが、今後はさらに利用が促進されるよう再整備計画を策定します。また、『ムーパーク』によるパークアンドバスライド事業については、さらに稼働率が上昇するよう、駐車場用地の確保も含めて

検討を進めていきます。

ムーバスの車両については、低公害化、低燃費化を進め、環境にやさしいコミュニティバスを目指していきます。

道路の整備、違法駐車防止などにより、バスの定時制を確保し、利便性を向上します。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|-----------|----|-----------------|---|----|-----|
| 公共交通の利用促進 | | | | | |
| | | ムーバス再整備計画の策定 | ● | | |
| | | ムーバス車両の改善 | ● | | ● |
| | | パークアンドバスライドの推進 | ● | | |
| | | バスの運行定時性の確保【新規】 | ● | | ● |

◆渋滞のない交通体系の整備

東京都に「第2次交差点すいすいプラン」の継続推進を要請していきます。

三鷹駅北口の再開発の中で、円滑な交通環境を整備していきます。

吉祥寺で試行した荷捌き車両対策に関しては、関係機関と協議しながら積極的に取り組んでいきます。

違法駐車については、警察などと連携による啓発活動など、取り組みを一層強化していきます。

右折車線の設置や、バスベイの設置を検討し、交通環境の改善に努めていきます。

道路交通環境の改善に努めるため、駐車場整備計画の策定を検討していきます。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|--------------|----|-----------------------|---|----|-----|
| 渋滞のない交通体系の整備 | | | | | |
| | | 「第2次交差点すいすいプラン」の推進の要請 | ● | | |
| | | 三鷹駅北口リニューアルの検討 | ● | ● | ● |
| | | 荷捌き車両対策の推進 | ● | | ● |
| | | 違法駐車防止対策の推進 | ● | ● | ● |
| | | 交差点の改良及びバスベイの設置 | ● | | |
| | | 駐車場整備計画策定の検討【新規】 | ● | ● | ● |

◎市民の取り組み

◇環境に負荷を与えない移動手段のために

- ◆自動車の利用を控え、近くは徒歩で移動します。
- ◆距離がある場合は公共交通機関や自転車を利用するよう心がけます。

◇自転車を利用しやすい環境づくりのために

- ◆自転車を利用する際は、交通ルールやマナーを守ります。

◇自動車燃料の消費を抑えるために

- ◆エコドライブを徹底します。（アイドリングストップ、ふんわりアクセル、空気圧の適正保持など）
- ◆車両を購入する際は、低公害車や燃費の優れた車の購入を心がけます。

◎事業者の取り組み

◇自動車等燃料の消費を抑えるために

- ◆少量・多頻度輸送の見直しや共同輸配送により、輸送回数を減らします。
- ◆駐車場・荷捌き場等を確保し、周辺交通への障害を防止します。
- ◆エコドライブを徹底します。（アイドリングストップ、ふんわりアクセル、空気圧の適正保持など）
- ◆車両を購入する際は、環境に配慮した自動車（ハイブリッド車・電気自動車・天然ガス自動車等）の導入を進めます。

◇従業員の燃料消費を抑えるために

- ◆マイカー通勤を控えるノーカーデーを設定します。

めざせ CO₂ 1kg 削減!! みんなでできる温暖化防止③

《照明で減らそう》

| 項 目 | CO ₂ 削減量 (1日あたり) | 光熱水費節約量 (年間) |
|-----------------------|--------------------------------|-----------------|
| 白熱電球を電球型蛍光灯に切り替える | 45g | 2,369円 |
| 電球（電球型蛍光灯）の点灯時間を短くする。 | 2g | 96円 |

《トイレで減らそう》

| 項 目 | CO ₂ 削減量 (1日あたり) | 光熱水費節約量 (年間) |
|---------------------|--------------------------------|-----------------|
| 使わない時は温水洗浄便座のフタを閉める | 15g | 767円 |
| 温水洗浄便座の設定温度を低めに設定する | 11g | 580円 |

環境方針 5 【景観・まちづくり】環境に配慮した美しいまちづくりを進めます。

良好なまちづくりの推進のためには、長期的な視野をもち、地域のあり方と調和した景観や街並みを形成する持続可能な都市を構想していくことが求められます。

市は、全国に先駆けて1971（昭和46）年から一定規模以上の開発や中高層建築に対する指導基準を定めた「宅地開発等指導要綱」に基づき、福祉、環境、防災等の開発指導を行い、事業者の協力のもとで、公園や歩道を確保するなど、より良好な生活環境をつくり出してきました。今後は、参加と連携により、武蔵野市にふさわしい住環境を維持・形成していくために、「まちづくり条例」を制定し、適正な開発を誘導し、さらに充実したまちづくりを進めていきます。

また、道路の無電柱化については、モデル事業を実施し検討を重ねてきましたが、事業費用が高額なため、全市的に行うのは難しい状況です。そこで、都市景観の向上や安全な歩行空間の確保などの側面から、事業効果の高い路線を景観整備路線として整備を進めます。

一方で、早くから都市化が進んだ本市では、今後上下水道、道路をはじめ様々な都市基盤の再整備が課題となっています。都市基盤の再整備には多大なコスト、エネルギーが必要なことから、維持管理と更新については慎重に検討する必要があります。さらに、今後市が公共施設を新增設または大規模改修する際には、建築物の長寿命化を図り、あわせて新エネルギーの導入をはじめとする環境配慮設計を心がけることが重要です。

また、美しく清潔なまちは、市民にとって住みたい魅力あるまちであるとともに、市に愛着と関心を持つことにもつながります。2004（平成16）年4月から吉祥寺駅周辺を、翌年7月からは三鷹駅北口と武蔵境駅周辺を路上禁煙地区に指定し、喫煙者のマナーアップに取り組んできました。禁煙地区指定以来、歩行喫煙者やたばこのポイ捨てが大幅に減少し、喫煙者のマナーが大きく改善されました。2006（平成18）年度から実施している落書き消しちやい隊とあわせ、市民、事業者と協力してまちの美化を進めています。

環境目的（計画期間における達成度指標）

①電線類地中化延長を2010（平成22）年度までに全市道延長の6.0%にする。

（現状）平成19年度実績 5.9%

◎行政（市）の取り組み（施策）

◆景観行政への積極的取組み

市民が大切にしている武蔵野の原風景を守り育てるとともに、本市にふさわしい都市景観を創出するために、景観法に基づく景観行政団体への指定も視野に、景観計画の策定と景観条例の制定を目指します。

道路の整備の際には、電線類の地中化や景観

に配慮した街路灯の設置を進めていきます。

無秩序に出された広告物は、まちの良好な景観を損ないます。警察、地元商店会と協力して、違法路上看板の取り締まり、指導を引き続き実施していきます。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|------------------|--------------|---------------|---|----|-----|
| 景観行政への積極的取組み【新規】 | | | | | |
| | 景観計画と景観条例の検討 | | ● | ● | ● |
| | 景観整備の推進 | | | | |
| | | 電線類地中化の推進 | ● | | |
| | | 景観に配慮した街路灯の設置 | ● | | |
| | | 路上看板の取り締まり・指導 | ● | | ● |

◆環境に配慮した土地利用

交通ネットワークや水と緑のネットワークを充実させ、生態系を維持し環境負荷の少ない持続可能型のまちづくりへと転換するための土地利用をすすめます。

市民が環境と共生した生活を送れるとともに、公開空地、公園や農地を都市のオープンスペースとして保全・創出します。特別用途地区の適用も検討します。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|-------------|---------------|-----|---|----|-----|
| 環境に配慮した土地利用 | | | | | |
| | 用途地域の随時適切な見直し | | ● | | |
| | 特別用途地区適用の検討 | | ● | | |

◆美しく清潔なまちづくり

市民一人ひとりがきれいなまち武蔵野に対して誇りをもつことができるよう、朝一番隊や、ごみゼロデーでの一斉清掃など、日頃の活動へとつながる機会を充実させます。

市道の整備及び改修は計画的に推進すると共に、区画道路、狭あい道路の整備を積極的に

推進していきます。

三駅周辺で実施している喫煙マナーアップキャンペーンを、市民、事業者との協働によりさらに推進するとともに、落書き消去活動の積極的展開と防止策を引き続き進めます。

4. 環境方針の展開

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|-------------|--------------------|-----|---|----|-----|
| 美しく清潔なまちづくり | | | | | |
| | まちの美化意識の高揚と実践 | | ● | ● | ● |
| | 生活道路の整備 | | | | |
| | 市道の整備及び改修の計画的推進 | | ● | | |
| | 区画道路の整備の推進 | | ● | | |
| | 狭あい道路整備の推進 | | ● | | |
| | 迷惑喫煙、ポイ捨て、落書き防止の推進 | | | | |
| | 喫煙マナーアップキャンペーンの強化 | | ● | ● | ● |
| | 落書き消去と防止策の推進【新規】 | | ● | ● | ● |

◆環境に配慮した建物づくり

公共工事の際の環境負荷を低減する工法の採用や、民間施設建設における環境配慮への誘導策を研究するなど、環境と共生できるまちづくりを推進していきます。

公共施設においては、耐震補強や保全整備を実施し、耐用年数の延伸に努めるとともに、改

修・改築は計画的に進めていきます。

都営武蔵野アパートの建替えにあたっては、緑豊かな歩行者専用道路「緑の回廊」整備等を目指し、引き続き住民、事業者との協議のもとで進めていきます。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|--------------|--------------------------|-----|---|----|-----|
| 環境に配慮した建物づくり | | | | | |
| | まちづくりへの環境共生理念の導入【新規】 | | | | |
| | 環境負荷を低減する工法の採用 | | ● | | |
| | 民間施設建設における環境配慮の工夫の誘導策の研究 | | ● | ● | ● |
| | 公共施設の耐用年数延伸・計画的改修の推進 | | ● | | |
| | 公的住宅建替えに伴う環境の整備 | | | | |
| | 公的大規模暖地建て替えへの対応（緑の回廊の整備） | | ● | | ● |

◎市民の取り組み

◇美しいまちづくりのために

- ◆住宅を建てたり、借りたりする際は、地域の景観にあったものを選びます。
- ◆まちの清掃に積極的に取り組みます。

◎事業者の取り組み

◇美しいまちづくりのために

- ◆便利さと自然のバランスがとれた、武蔵野らしい景観を作り出します。
- ◆建物をつくる際には、景観に配慮します。
- ◆まちの美化活動に積極的に参加します。

めざせ CO₂ 1kg 削減!! みんなでできる温暖化防止④

《台所で減らそう》

| 項 目 | CO ₂ 削減量 (1日あたり) | 光熱水費節約量 (年間) |
|--------------------------------|--------------------------------|---------------------|
| ジャーの保温を止める | 37g | 1,927 円 |
| ご飯は保温するよりレンジで解凍する | 1g | 41 円 |
| 冷蔵庫を開けている時間を短くする | 3g | 134 円 |
| 古い冷蔵庫を省エネタイプに買い換える | 132g | 6,938 円 |
| 冷蔵庫を壁から適当な間隔で設置する | 19g | 1,177 円 |
| 冷蔵庫に物を詰め込みすぎない | 18g | 964 円 |
| ガスコンロの炎を鍋底からはみださないように調整する | 5g | 357 円 (1日3回実施) |
| やかんや鍋を火にかける時は、やかんの底や鍋底の水滴をふき取る | 1g | 45 円 (1日3回実施) |
| 食器を洗う時給湯器の温度を低く設定する | 29g | 1,320 円 (1日2回実施) |

《部屋で減らそう》

| 項 目 | CO ₂ 削減量 (1日あたり) | 光熱水費節約量 (年間) |
|---------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 主電源をこまめに切って待機電力を節約する | 65g | 3,300 円 |
| テレビを見ない時は消す (ブラウン管型) | 13g | 700 円 |
| 1日1時間パソコン利用を減らす (デスクトップ型) | 13g | 694 円 |
| 1日1時間パソコン利用を減らす (ノート型) | 2g | 120 円 |

環境方針 6 【健康・安全】安全・安心で快適に暮らせるまちにします。

近年、地球温暖化の進行や社会の複雑多様化、都市の進展に伴い、これまで見られなかった自然災害や人為的災害による被害が多重化、深刻化しています。安全で健康な暮らしを守り快適に暮らし続けるためには、災害が起きてから対応するのではなく、被害の発生に伴う環境への悪影響をできるだけ少なくするための積極的な予防策へと移行する必要があります。

公共下水道においては、都市浸水や地震に対するリスクへの対応、望ましい水循環、水環境の創出、老朽化への対応など諸問題の解決に向けて、総合計画の策定を進めています。

災害時の拠点となる小中学校、病院の周辺地域における下水道の耐震改修を2005（平成17）年度から開始し、3ヵ年で416箇所が終了しましたが、今後も計画的に実施していく必要があります。

2005（平成17）年9月の大雨では、本市でも1時間あたり95.5mmという豪雨により、家屋が浸水するなど被害が生じています。河川への雨水流出を抑制し、都市型水害の軽減を図るために、年間300件以上の民間施設への雨水浸透施設の設置を行っています。しかし2005（平成17）年度の市民意識調査では、地下水の涵養に取り組む世帯の割合は6%に過ぎないため、今後も積極的に施策を展開していく必要があります。

大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害を防止するとともに、ダイオキシンやアスベストなどの有害物質による環境汚染などの防止対策や情報提供を進めていますが、自動車による排気ガスや揮発性有機溶剤が原因と思われる光化学オキシダントは、市役所での測定開始以来超過し続けている状況です。今後も、工場、建設工事現場への指導を継続していく必要があります。

本市の水道事業は、市内の深井戸から7割、都からの分水3割で成り立っています。耐震性と漏水防止の向上を図るための耐震管路は、2007（平成19）年度末で約89,000mに及び耐震化率も30.8%となっています。今後も安全でおいしい水の供給を続けていくための施策が重要です。

環境目的（計画期間における達成度指標）

- ①市立小中学校病院等周辺地域における下水道の耐震改修の箇所数を2010（平成22）年度までに740箇所にする。
（現状）平成19年度実績 416箇所
- ②地下水の涵養に取り組む世帯の割合を2010（平成22）年度までに20%とする。
（現状）平成17年度実績 6%（市民意識調査による）

参考指標（目標値を持たないが、日々の活動において監視・測定をする項目）

- ①大気・水質・土壌各項目の環境基準を超えた項目数。
（現状）平成19年度実績 1項目（光化学オキシダント）
- ②光化学スモッグ注意報の発令日数。
（現状）平成19年度実績 13日

◎行政（市）の取り組み（施策）

◆環境の危機管理

災害発生時に、環境への悪影響を極力抑えるため、マンホールと本管の接続部の改修など公共下水道の耐震性を向上させます。

また、安全・安心な住まいづくりのために、適切な情報提供や住宅の耐震診断に対する助

成を引き続き行うとともに、新たな制度についても検討していきます。

大気や土壌における有害化学物質汚染状況の定期的調査を継続するとともに、事業所等への規制、指導を徹底します。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|---------|----|-----------------|---|----|-----|
| 環境の危機管理 | | | | | |
| | | 公共下水道の耐震性の向上 | ● | | |
| | | 安全・安心な住まいづくりの推進 | ● | ● | ● |
| | | 有害性物質の適正な管理及び指導 | ● | | ● |

◆生活環境の維持

良好な生活環境の確保のために、市民生活に起因する生活公害（騒音やペットに関する問題など）についても速やかに対応し、防止、解決を図るための施策を検討します。

下水道施設については計画的に更新するとともに、維持管理を適切に行い延命をはかります。また、下水の臭気対策の支援手法の研究し、快適な都市環境を確保します。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|---------|----|--------------------|---|----|-----|
| 生活環境の維持 | | | | | |
| | | 生活公害の防止、解決施策の検討 | ● | ● | ● |
| | | 公共下水道施設の計画的維持管理 | ● | | |
| | | 下水臭気対策の支援手法の研究【新規】 | ● | | ● |

◆水の安定供給

限りある資源である地下水を活用するため、一定量以上の汲み上げを抑えるよう努めるとともに、配水管網や直結給水方式を整備していきます。また、浄水場、水源施設の再整備を検討するとともに、災害時のバックアップ機能も

整備し、安全でおいしい水を常に安定して供給していきます。

森林の持つ水源かん養を目的に、桧原村に「武蔵野水道・時坂の森」を整備するなど、水源林の保全に努めます。

4. 環境方針の展開

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|--------|----|-----------------------|---|----|-----|
| 水の安定供給 | | | | | |
| | | 揚水量の確保 | ● | | |
| | | 配水管網整備の推進 | ● | | |
| | | 直結給水方式の整備 | ● | | |
| | | 浄水場施設、水源施設の再整備の検討【新規】 | ● | | |
| | | 災害時のバックアップ機能の整備【新規】 | ● | | |
| | | 水源林の保全【新規】 | ● | ● | ● |

◆水の循環システムの確立

本市には、独自の下水処理施設がなく3つの水再生センター（落合、森ヶ崎、清瀬）を利用しているため、周辺地域にかかる負担を軽減する必要があります。

雨水貯留浸透施設を2007（平成19）年度から5ヵ年で各小中学校に設置するとともに、民間施設に関しては雨水浸透施設に対する助成

制度等、雨水流出抑制対策を推進します。これらの事業により、下水への流入量を削減するとともに都市型水害を防止します。また、下水道排出水については、定期的に調査、監視を行うことにより水質を改善し、合流式下水道[†]に対する負荷の軽減に取り組みます。

| 施策 | 事業 | 細事業 | 市 | 市民 | 事業者 |
|-------------|-----------|-----------------|---|----|-----|
| 水の循環システムの確立 | | | | | |
| | 浸水対策 | | | | |
| | | 雨水貯留浸透施設の設置の推進 | ● | ● | ● |
| | | 雨水流出抑制対策の推進【新規】 | ● | ● | ● |
| | 合流式下水道の改善 | | | | |
| | | 下水道排出水の水質改善【新規】 | ● | ● | ● |

◎市民の取り組み

◇下水道に負荷をかけないために

- ◆雨水浸透施設を設置します。
- ◆下水に油等を流さないようにします。

◇生活環境の維持のために

- ◆周辺の環境に配慮した生活を送ります（騒音・悪臭等を予防します）。
- ◆ペットを飼う時はルールとマナーを守り、近隣に迷惑にならないようにします。
- ◆野生鳥獣（ハト・カラスなど）に餌付けしないようにします。

◎事業者の取り組み

◇下水道に負荷をかけないために

- ◆雨水浸透施設を設置するなど、流量の削減に努めます。

◇環境に関する問題の予防のために

- ◆有害物質の管理を厳重におこない、流出・放出による事故発生を未然に防ぎます。
- ◆周辺の生活環境に配慮した事業活動を行います。
- ◆ビルピット[†]の臭気対策に取り組みます。

めざせ CO₂ 1kg 削減!! みんなでできる温暖化防止⑤

《自動車の使い方で減らそう》

| 項 目 | CO ₂ 削減量 (1日あたり) | 光熱水費節約量 (年間) |
|---------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| アイドリングストップをする(5分間) | 63g | 2,100円 (200日使用の場合) |
| 通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転車を利用したり徒歩で移動する | 180g | 3,000円 (往復2kmを100日削減の場合) |
| 発進時はふんわりアクセル「eスタート」をする | 207g | 12,535円 |
| 加速の少ない運転をする | 73g | 4,393円 |

《買い物とごみで減らそう》

| 項 目 | CO ₂ 削減量 (1日あたり) | 光熱水費節約量 (年間) |
|----------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 買い物の際はマイバッグを持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ | 62g | |
| 水筒を持ち歩いてペットボトルの使用を削減する | 6g | |
| ごみの分別を徹底し、廃プラスチックをリサイクル | 52g | |

5 計画の推進

環境基本計画における環境施策の推進主体は、市民・事業者・行政（市）の3者です。

(1) 市民・事業者による計画の推進

市民・事業者は、単独で又は市と協働して、環境方針に沿い、積極的に取り組みを進めます。

(2) 行政（市）による計画の推進

市の環境施策に関しては、関連部門が連携をとりながら、一体的に取り組むを進めます。

(3) 推進組織

本計画に基づく環境施策については、環境市民会議に定期的に達成状況を報告します。

また、毎年「武蔵野市の環境保全」（環境報告書）として取りまとめ、市民及び事業者に状況をお知らせします。

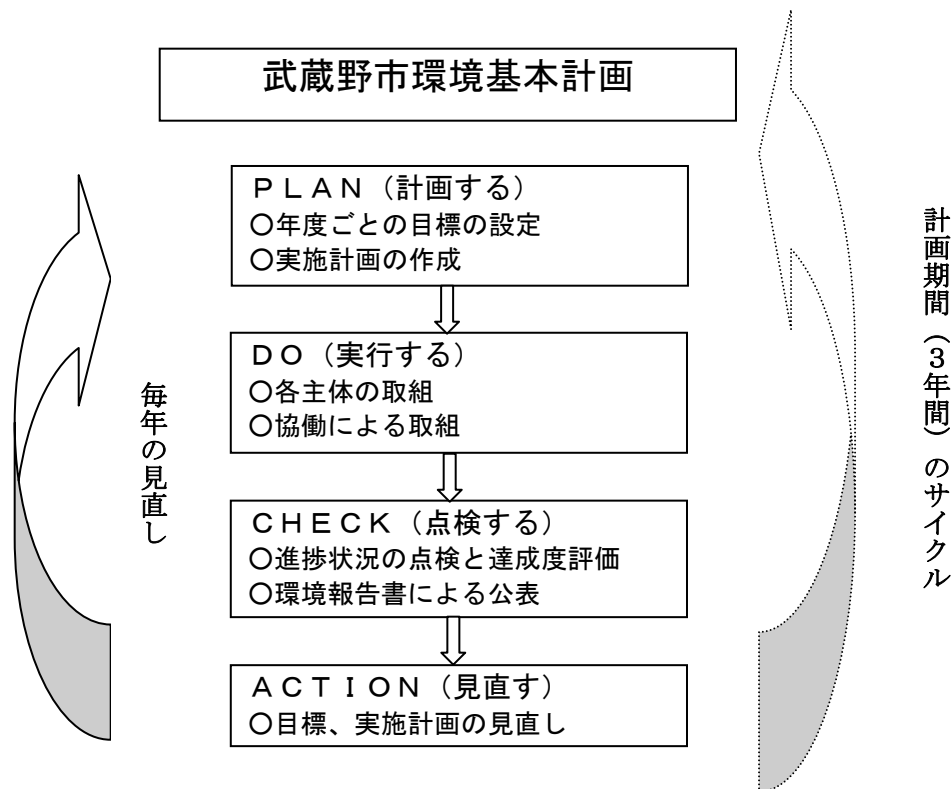


図 5.1 推進のサイクル

6 資料

(1) 世界の情勢

<地球温暖化などの進行>

現代の地球上の人々の暮らしを支えるため、大量の石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料が消費されています。経済のグローバル化によって、発展途上国においてもその消費量は年々増大しています。これらの化石燃料を使用することによって、大量の二酸化炭素が大気中に放出され、その量は年々増えつづけています（図 6. (1). 1）。この二酸化炭素の持つ温室効果のため、地球全体の平均気温が年々上昇する傾向を示しており、地球温暖化といわれる現象を引き起こしています。気温の上昇は北極・南極地域で特に深刻で、米航空宇宙局の衛星写真によると、2005 年に北極海の海氷面積は過去最小を記録しましたが、2007 年には、そこからさらに 20%も縮小しています。2007 年の IPCC 第 4 次報告書では、今世紀末の気温は現在より 1.8~4℃高くなると予測しています。

地球温暖化は生態系の崩壊、森林減少、砂漠化、氷河の融解などを伴い、早晩、水資源の枯渇、食料不足という形で直接私たちの生活に影響が及んでくる可能性があります。世界各地で頻繁に見られる異常気象も、地球温暖化が大きく関わっていると見られています。

2005 年までの 40 年間で世界の人口は 2 倍に、エネルギー消費量は 2.5 倍に増えました。「このままでは地球がもたない」という共通認識のもと、世界各国が互いに協力して問題を解決していくことが急務です。

大気中の二酸化炭素濃度の経年変化（過去50年）

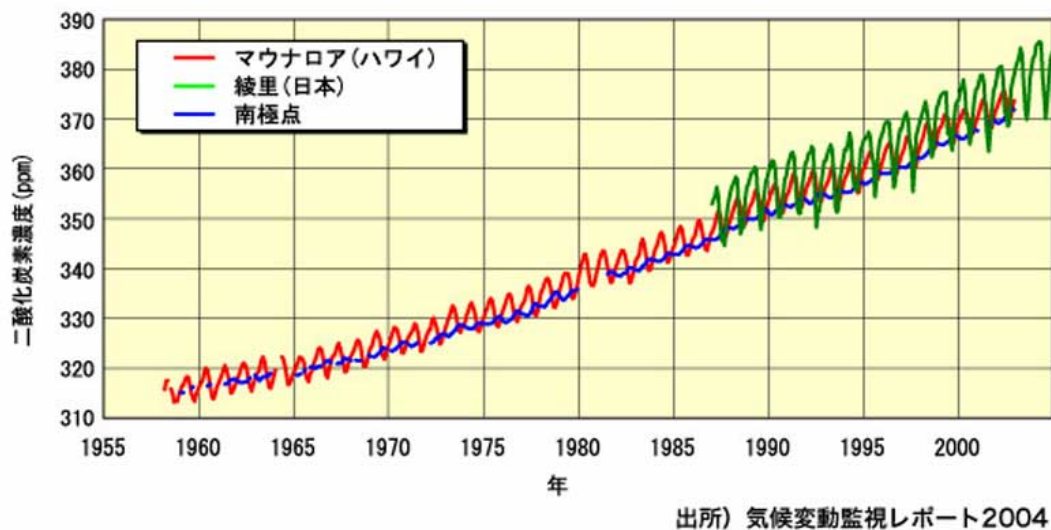


図 6. (1). 1

(全国地球温暖化防止活動推進センターホームページから)

＜温暖化防止への対応＞

2007年5月のIPCCの報告書によれば、今すぐ全地球的規模で二酸化炭素排出削減の取組を推進していかなければ、今世紀末には地球環境が危機的な状況を迎えるであろうと予測しています。また同年10月のUNEP[†]（国連環境計画）の「第4次地球環境概況」でも、温暖化や生物多様性の喪失など、深刻化する環境の変化により「人類の生存そのものが危機に瀕している」と警告を発しています。従来の温暖化の進行を食い止める方策ばかりでなく、現実的対応という意味で、水資源の確保、沿岸の保護などの温暖化への適応方策にも重点を置くべきだという考え方が広まってきました。

2007年6月のハイリゲンダムサミットでは、「世界全体の二酸化炭素排出量を2050年までに半減することを真剣に検討する」という合意が得られました。同年9月には、APEC（アジア太平洋経済協力会議）首脳会議で、京都議定書に加入らなかった米国や経済成長を続ける中国やインドなども加わり、「2030年までに2005年に比べ、25%以上エネルギー効率を上げる」「域内の森林面積を2020年までに2千万ヘクタール以上増やす」という目標が採択されました。同年12月のインドネシア・バリ島で開かれたCOP13（第13回気候変動枠組条約[†] 締約国会議）では、気温上昇を2°C以内に抑えるには「2020年までに先進国で1990年比25～40%の削減が必要なことを認識する」という点で合意がなされました。また、京都議定書後の削減枠組を話し合う「バリ・ロードマップ」（行程表）が採択され、米国、中国、インドを含むすべての締約国が2013年以降の排出削減体制に参加することに合意しました。

日本政府は2007年5月に「美しい星50」（クールアース50）を公表し、世界全体の現在の二酸化炭素排出量を2050年までに半減することを長期目標として提案しました。また、2008年1月のダボス会議では、「クールアース推進構想」として、すべての主要排出国が参加する枠組として、産業・分野別に排出削減可能量を積み上げる「セクター別アプローチ」をもとに、国別総量目標を掲げることなどを提唱しました。

2008年からいよいよ京都議定書の約束期間が始まりました。日本政府は同年7月の洞爺湖サミットでは、議長国として京都議定書後の二酸化炭素排出削減目標や枠組づくりの舵取り役を務めました。今後さらに主要国間で協議が進み、2010年のCOP15で京都議定書後の枠組が採択される見込みです。

めざせCO₂ 1kg削減!! みんなでできる温暖化防止⑥《設備で減らそう》

| 項 目 | CO ₂ 削減量 (1日あたり) | 光熱水費節約量 (年間) |
|---|--------------------------------|-----------------|
| 太陽光発電設備を新たに設置する | 670g | |
| 太陽熱温水器を新たに設置する | 408g | |
| 高効率給湯器（CO ₂ 冷媒ヒートポンプ型）に 買い換える | 607g | |
| 高効率給湯器（潜熱回収型）に買い換える | 208g | |

(2) 国内の動向

<地球温暖化による日本での変化>

日本の人口は現在約 1 億 2775 万人。2005 年人口動態統計の年間推定値で、初めてわが国の人口が自然減により前年を下回ったことが明らかになりました。

日本における平均気温は年々上昇し（図 6. (2). 1）、気候はだんだん亜熱帯気候（月平均気温が 20℃以上の月が 4 ヶ月以上）に近づいています。2004 年の観測では、43 都府県が亜熱帯気候を示しています。2007 年夏、埼玉県熊谷市と岐阜県多治見市で、国内の最高気温の記録を 74 年ぶりに更新する 40.9℃が観測されたのは記憶に新しいところです。

気温の上昇は、生物多様性にとっても大きな脅威です。国連環境計画によると、過去 400 年間に 484 種の動物と 654 種の植物が絶滅しています。日本においても、農地の減少や里地・里山の荒廃といった二次的な自然環境の変化が進んでおり、また外来種による生態系のかく乱も進んでいます。2005 年、世界の主要な生態学者ら 400 人によって地球上の 34 地域がホットスポット[†]に指定され、日本が今回その中の一つに選ばれました。日本の自然生態系は、世界的に見ても固有種の多い価値あるものです。2007 年 11 月には第三次生物多様性国家戦略が策定され、2008 年 6 月には生物多様性基本法が成立。2010（平成 22）年には生物多様性条約締約国会議が名古屋市で開催される予定です。

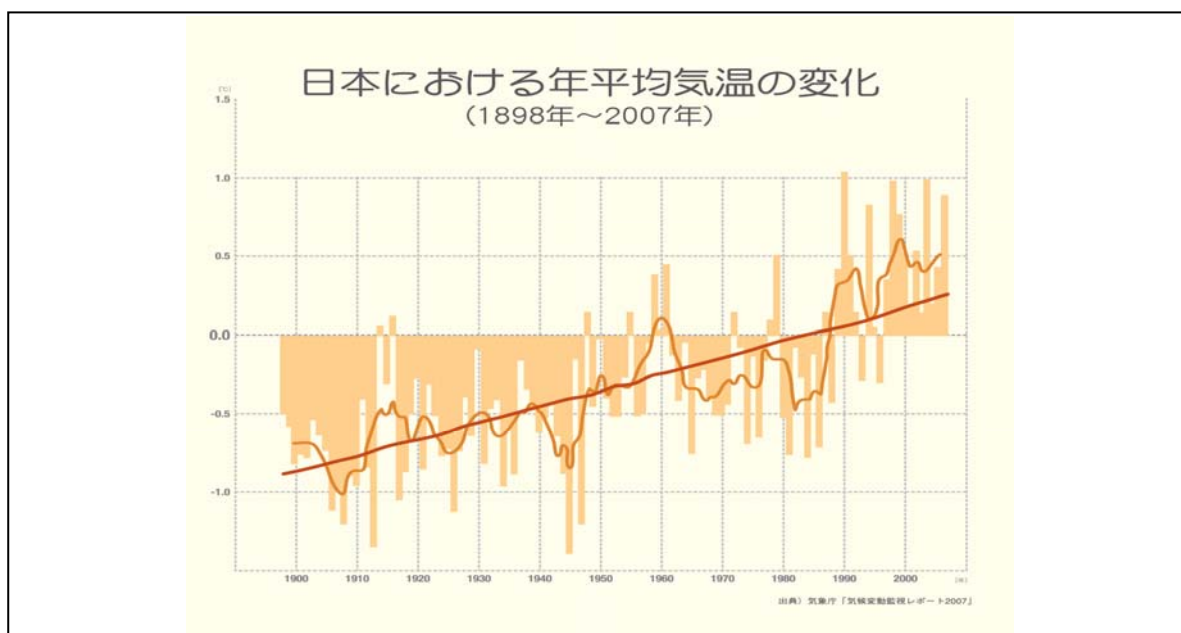


図 6. (2). 1

（全国地球温暖化防止活動推進センターホームページから）

<図表について>

- ・基準値(0.0℃)は、1971～2000年の30年間の平均値です。
- ・棒グラフは、国内17地点(網走、根室、寿都、山形、石巻、伏木、長野、水戸、飯田、鉾子、境、浜田、彦根、多度津、宮崎、名瀬、石垣島)での年平均気温の平年差(平年値との差)を平均したものです。
- ・太線は、その年と前後2年を含めた5年間について平年差との平均をとった5年移動平均です。これによってゆっくりにした変動を見ることができます。
- ・直線は平年差の長期的傾向を直線として表示したものです。

＜国の環境施策＞

2006年度の日本の温室効果ガス総排出量は、1990年度比6.2%増で、このままでは京都議定書の目標値の達成が厳しい状況にあります。このため国は2005年に策定した「京都議定書目標達成計画」の見直しを行い、2008年3月に追加対策を盛り込む形で改正を行いました。また、2006年4月に改正された地球温暖化対策推進法によって、エネルギー消費量が一定規模以上の事業所は、二酸化炭素排出量を国に報告することが義務付けられましたが、2008年4月には、事業所単体としてだけでなく、企業・フランチャイズ全体で同様のエネルギー消費の規模をもつところも、報告義務の対象となりました。これにより、業務部門における報告義務の対象は、全体の半分に増える見込みです。

新エネルギー分野では、風力発電については、2005年現在約100万kW（約1000基）と1995年に比べれば100倍になっています。太陽光発電については、2006年末で171万kWで世界第二位です。2008年6月に発表された「福田ビジョン」では、太陽光発電の普及率を2030年には現在の40倍に引き上げることを目標としています。

このほか、国の支援のもと、地方自治体や民間企業が主体となり、エネルギーの面的利用の試みのひとつである地域冷暖房⁺や、エネルギーの地産地消の試みなど、社会全体のエネルギー効率を高める可能性を持った先進的な取組が、モデル事業として各地で実践されています。

＜東京都の環境施策＞

東京都は2002年より「地球温暖化阻止！東京作戦」を展開しています。2005年には「環境確保条例」の改正により、地球温暖化対策計画書制度等を強化しました。同年、「地球温暖化対策都庁プラン」及び「持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム」、2006年12月には「10年後の東京」を策定し、「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標を掲げました。2007年6月には、25%削減目標の実現へ向けた取組を推進するため、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を発表しました。

2008年3月には、これらの個別計画を総合する形で環境基本計画を改定し、世界の諸都市の規範となる持続可能な都市モデルの発信を目指しています。また同年6月、環境確保条例を改正し、大規模事業者に対する地球温暖化対策計画書制度の強化（二酸化炭素排出削減の義務化、排出量取引制度の導入）、中小規模事業者の地球温暖化対策推進制度の創設、地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の導入、建築物環境計画書制度の強化、家庭用電気機器等に係るCO₂削減対策の強化などを打ち出しています。

＜環境意識の高まり＞

2005年開催された日本国際博覧会／愛・地球博は予想を50%も上回る2100万人余りの人々を集めました。また同年4月から国民運動「チーム・マイナス6%」が推進されています。これらは国民各界各層の環境意識を高める役割を果たしています。新聞の世論調査によれば、9割以上の人々が生活習慣の改革が必要だと考え、8～9割の人は照明や冷暖房などの節約を実践しています。「地球環境が悪くなるのを防ぐためには、今より生活が不便になっても構わない」との意見は5年前の調査に比べて2%増え、5割を超えました。ガソリン消費量は2005年をピークに2年連続で減少しており、また2007年には自動車保有台数が戦後初めて減少するなど、

原油価格の値上がりが大きなき要因であるものの、環境負荷の少ない公共交通や自転車へ転換していこうという意識が働いている兆候と見ることもできます。

表 6. (2). 1 地球環境問題に関する世界の情勢及び国内の情勢 (2008 年については、上半期まで)

| 西暦 | 平成 | 世界の情勢 (西暦: 年) | 国内の動向 (平成: 年度) |
|------|----|--|---|
| 1997 | 9 | ・ 気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3) で京都議定書採択 《京都》 | ・ 東京都環境基本計画策定 |
| 1998 | 10 | ・ 気候変動枠組条約第 4 回締約国会議 (COP4) 《ブエノスアイレス》 | ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律制定 ・ 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) 制定 |
| 1999 | 11 | ・ 気候変動枠組条約第 5 回締約国会議 (COP5) 《ボン》 | ・ ダイオキシン類対策特別措置法制定 |
| 2000 | 12 | ・ 気候変動枠組条約第 6 回締約国会議 (COP6) 《ハーグ》 | ・ 循環型社会形成推進基本法制定 ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) 制定 ・ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律 (建設リサイクル法) 制定 ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法) 制定 ・ 環境基本計画 (国) 改定 ・ 省庁再編、環境省設置 ・ 東京都環境確保条例制定 |
| 2001 | 13 | ・ 気候変動枠組条約第 6 回締約国再開会合 (COP6) 《ボン》 ・ 「気候変化 2001」IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 第 3 次評価報告書 ・ 気候変動枠組条約第 7 回締約国会議 (COP7) 《マラケシュ》 | ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB 特別措置法) 制定 ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (フロン回収破壊法) 制定 ・ 東京都環境基本計画改定 |
| 2002 | 14 | ・ 英国等で排出量取引市場開設 ・ 環境サミット 《ヨハネスブルク》 ・ 気候変動枠組条約第 8 回締約国会議 (COP8) 《ニューデリー》 | ・ 京都議定書批准 ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 制定 ・ エネルギー政策基本法制定 ・ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (RPS 法) 制定 ・ 循環型社会形成推進基本計画策定 |
| 2003 | 15 | ・ 気候変動枠組条約第 9 回締約国会議 (COP9) 《ミラノ》 | ・ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 (環境教育推進法) 制定 |
| 2004 | 16 | ・ 気候変動枠組条約第 10 回締約国会議 (COP10) 《ブエノスアイレス》 | ・ 京都議定書目標達成計画策定 |
| 2005 | 17 | ・ 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書 (京都議定書) 発効 ・ 気候変動枠組条約第 11 回締約国会議 (COP11) 《モントリオール》 | ・ 「チーム・マイナス 6%」運動 ・ 2005 年日本国際博覧会 / 愛・地球博開催 ・ 「持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム」策定 |
| 2006 | 18 | ・ 気候変動枠組条約第 12 回締約国会議 (COP12) 《ナイロビ》 | ・ 地球温暖化対策推進法改正 (二酸化炭素排出量報告義務) ・ 「10 年後の東京」策定 |
| 2007 | 19 | ・ IPCC、第 4 次評価報告書を発表 ・ 気候変動枠組条約第 13 回締約国会議 (COP13) 《バリ島》 | ・ 「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」発表 ・ 「クールアース推進構想」 |
| 2008 | 20 | ・ 京都議定書第一約束期間開始 ・ 北海道洞爺湖サミット | ・ 「福田ビジョン」発表 ・ 東京都環境確保条例改正 (二酸化炭素排出量削減義務) |

(3) 図表

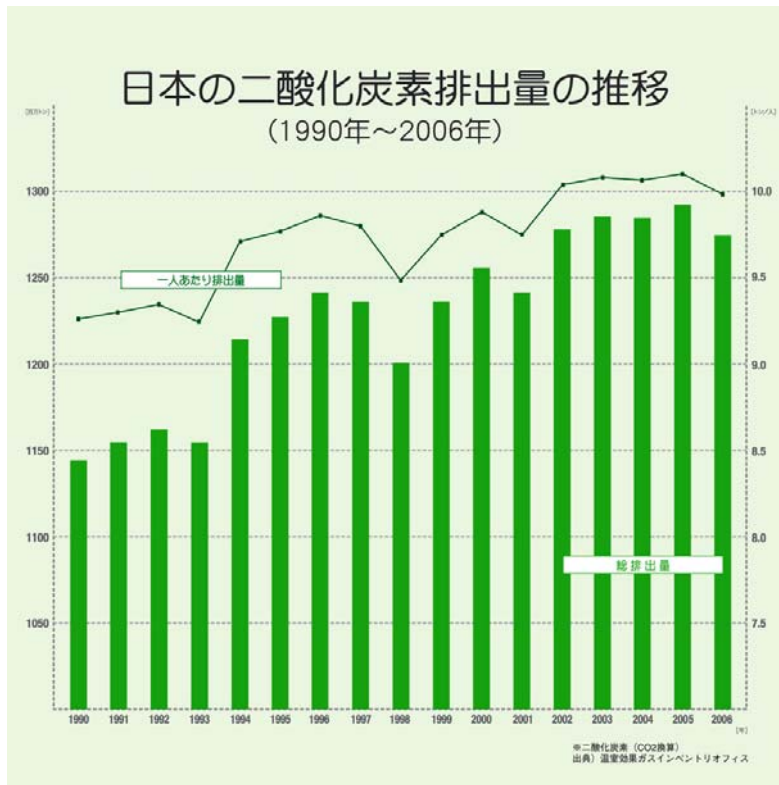


図 6. (3). 1

(全国地球温暖化防止活動推進センターホームページから)

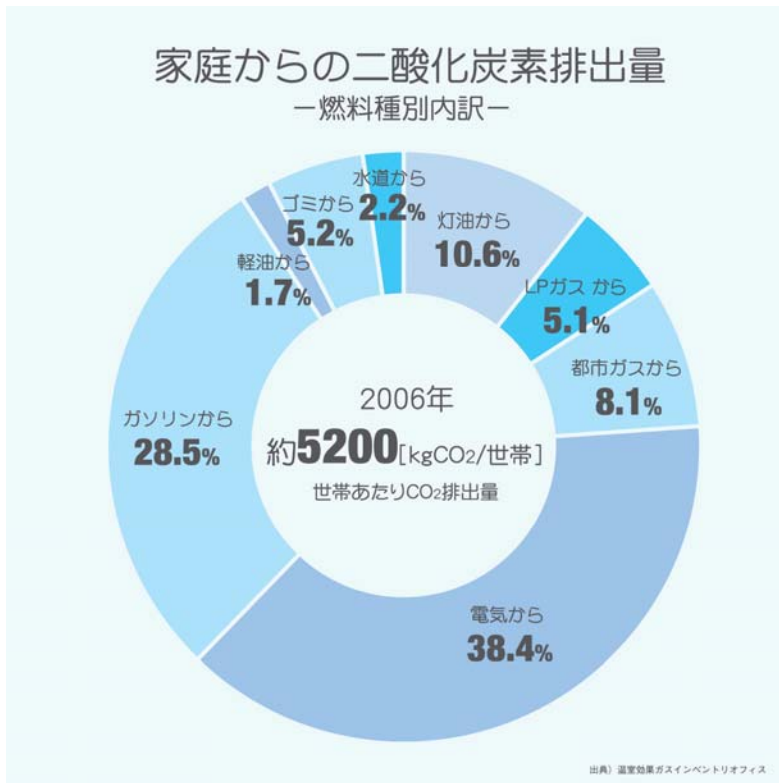


図 6. (3). 2

(全国地球温暖化防止活動推進センターホームページから)

<武蔵野市に関する統計データ>

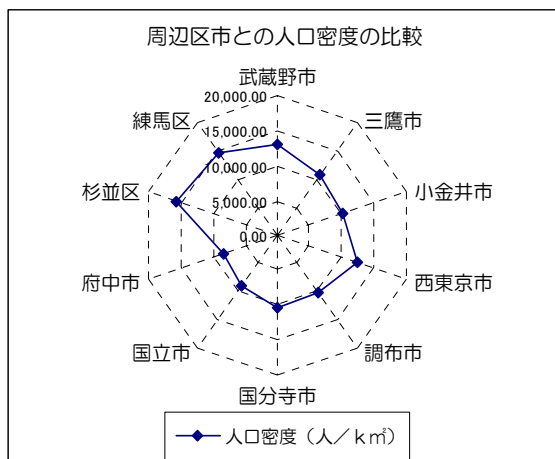


図 6. (3).3 武蔵野市市勢統計ほか

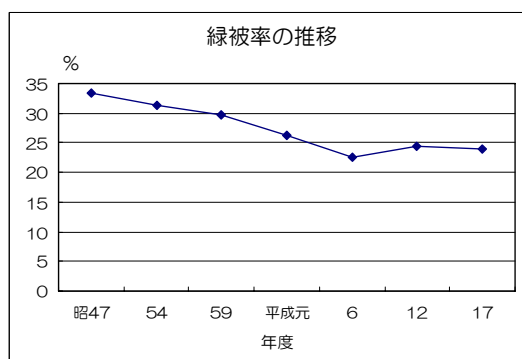


図 6. (3).4 武蔵野市緑の基本計画 2008 から

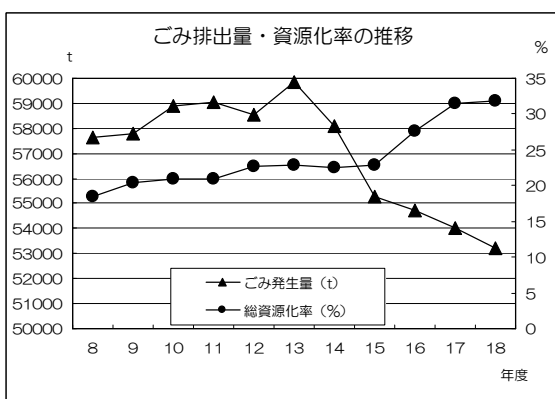


図 6. (3).5 武蔵野市ごみ総合対策課事業概要から

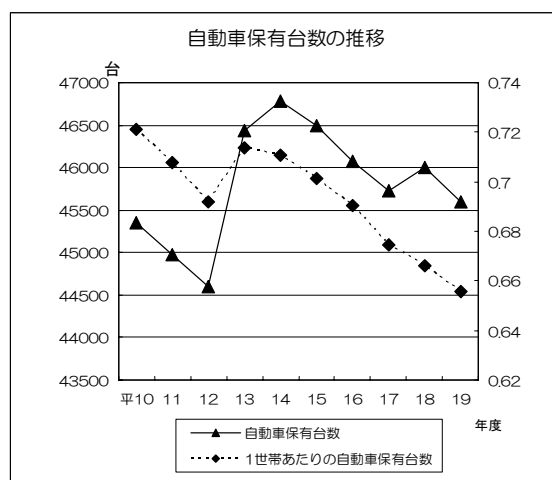


図 6. (3).6 武蔵野市市勢統計から

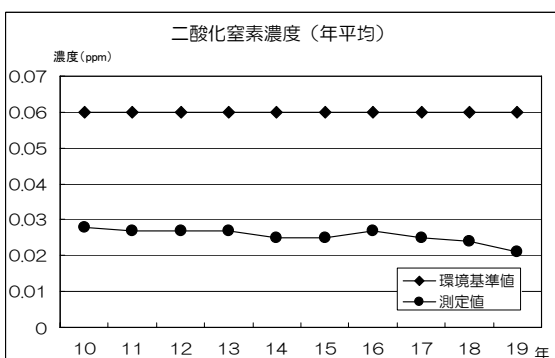


図 6. (3).7 武蔵野市の環境保全から

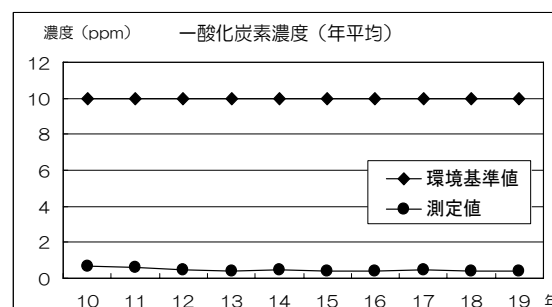


図 6. (3).8 武蔵野市の環境保全から

6. 資料

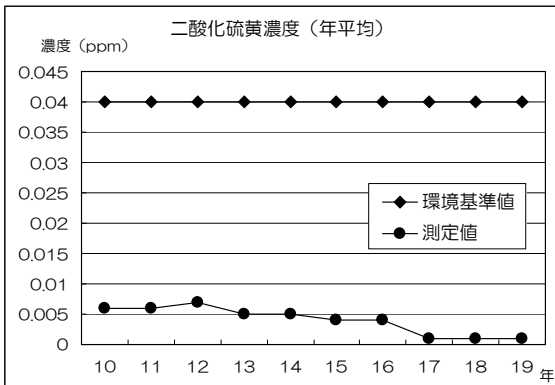


図 6. (3). 9 武蔵野市の環境保全から

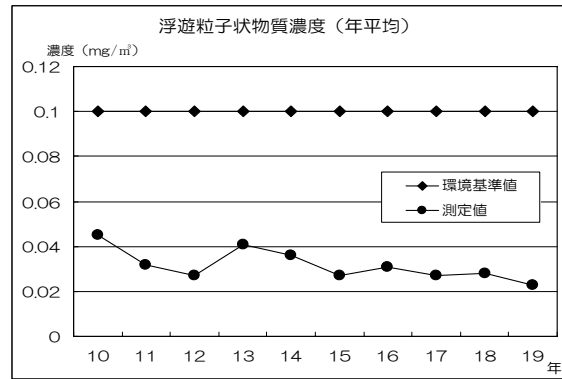


図 6. (3). 10 武蔵野市の環境保全から

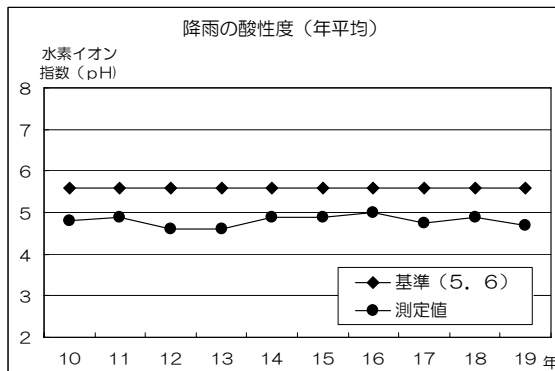


図 6. (3). 11 武蔵野市の環境保全から

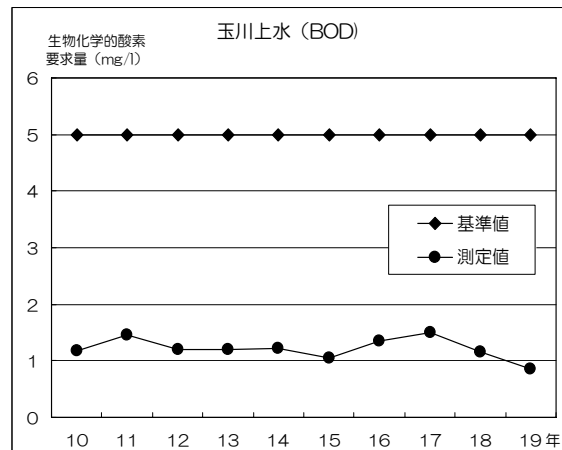


図 6. (3). 12 武蔵野市の環境保全から

| 物質名 | 環境上の条件 |
|--------------------------|--|
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。 |
| 光化学オキシダント (Ox) | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 |
| ダイオキシン | 1 年平均値が 1 m ³ あたり 0.6 ピコグラム (pg-TEQ/ m ³) 以下であること。 |
| ベンゼン | 1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。 |

※ppm…百万分の一（気体の場合、1m³中に1cm³含まれる濃度）を指します。

図 6. (3). 13 武蔵野市の環境保全から

(4) 用語解説

(ア行)

●ISO14001 (7ページ)

ISO (国際標準化機構) は、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関で各国の規格標準化団体の集合体。ISO14001 は、環境に配慮した経営についての規定 (環境マネジメントシステム) に対する規格。

●エコアクション 21 (20 ページ)

事業者が、環境に配慮した経営を行うための取組み指針。環境省が策定した、エコアクション 21 ガイドラインに基づく認証・登録制度。

●エコカレンダー (18 ページ)

家庭でのエネルギー使用量を記録し、省エネに取り組んでいただくために武蔵野市が作成したもの。平成 18 年度から配布開始。

●エコセメント (24 ページ)

焼却残さを調合して製造されたセメント。敷石、土木資材として使われる。

●オープンスペース (3 ページ)

交通や建物など特定の用途によって占有されない空地を空地のまま存続させることを目的に確保した土地。

●屋上緑化 (12 ページ)

建築物の断熱性や景観の向上、ヒートアイランド現象への対策などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化する環境手法。

●オゾン層 (7 ページ)

地球を取り巻く厚さ約 20km のオゾンを多く含む層。生物に有害な紫外線 (UV_B、UV_C) の多くは、この層で吸収される。

●温室効果ガス (4 ページ)

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。京都議定書の対象となって物質としては、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O・亜酸化窒素とも)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆) の 6 種類がある。

(カ行)

●環境会計 (23 ページ)

事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的 (貨幣単位又は物量単位) に測定し伝達する仕組み

●環境基準 (32 ページ)

環境基本法により定められた「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準」をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに基準が定められている。

●環境負荷 (32 ページ)

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

●気候変動枠組条約 (気候変動に関する国際連合枠組条約) (45 ページ)

大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることを人類共通の関心事であると確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的とする。気候変動がもたらすさまざまな悪影響を防止するための取り組みの原則、措置などを定めている。日本は、1993 年批准。

●京都議定書（4ページ）

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択された議定書。その内容の中心は、1990年を基準として2008年から2012年までの5年間平均で温室効果ガス排出量の削減目標が盛り込まれたこと。日本の削減目標は6%。

●グリーン電力（22ページ）

太陽光や風力等によって発電された電力のこと。環境付加価値を取引可能な証書にすることにより、自然エネルギーに対する助成手法の一つとなる。

●グリーンパートナー制度（20ページ）

事業者自らがやっている環境に配慮した取り組みを広く社会に公表することを目的として、平成15年度に武蔵野市が創設した制度。

●高効率給湯機器（21ページ）

高効率ヒートポンプ、高効率給湯器、地域熱供給システムなどのこと。

●合流式下水道（42ページ）

汚水と雨水を同じ管きよで排除する下水道。雨天時に未処理下水の一部をそのまま河川へ流出するため、水質汚濁上及び公衆衛生上において問題になっている。

●国連環境計画（UNEP）（46ページ）

国際連合のもとで、環境問題に関する諸活動の一般的な調整を行なうとともに、新たな問題に対しての国際的な取り組みを推進することを目的とした国際機関。日本は当初から理事国となっている。

●こどもエコクラブ（18ページ）

子どもたちが主体的に行なう環境学習や環境保全活動を支援することにより、子どもたちが広く環境に関心を持ち環境問題解決に資する能力を育成することを目的として環境省が行なっている事業。

●コミュニティバス（8ページ）

市などの自治体が、住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。市街地などの交通空白地帯の解消を目指す目的のほか、市街地内の主要施設や観光拠点等を循環するための路線もある。

（サ行）

●自然エネルギー（3ページ）

太陽エネルギー、地熱、風力、潮力などの自然現象から得られるエネルギーのことで、再生可能エネルギーともいう。化石燃料や核エネルギーとは異なり、資源は無限にあり、地球温暖化や廃棄物による環境汚染等のないクリーンなエネルギー。

●新エネルギー（21ページ）

太陽熱・光、風力、潮汐力、地熱等の自然エネルギーや、廃棄物発電等のリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池など新たなエネルギーの供給形態までを含めていう。

●生物多様性（4ページ）

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。生物の多様性に関する条約では「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

（タ行）

●ダイオキシン（類）（11ページ）

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）類とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）類の総称。物質の焼却や化学物質の合成の際に副生成物として発生する。塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。人に対する発癌性が確認されているほか、環境ホルモンとしての働きをすることが報告されている。

●地域冷暖房（48 ページ）

ひとまとまりの地域や複数の建築物の空調として、熱供給設備から温水や蒸気、冷水などを配管を通じて供給し、給湯や冷暖房などを行うシステム。

（ナ行）

●燃料電池コージェネレーションシステム（8 ページ）

燃料電池（水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置）により電気を発電するとともに、発生する熱により給湯も同時に行うこと。

（ハ行）

●バイオディーゼル（22 ページ）

生物由来の油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つ。植物油、獣油、廃食用油（天ぷら油）など様々な油が原料となりうる。

●ピオトープ（11 ページ）

ドイツ語で生物を意味する Bio と場所を意味する Topo とを合成した言葉。多種多様な野生生物群集が生存できるような自然復元の生物空間のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等さまざまなタイプがある。エコトープも近い概念の言葉。

●ビルピット（43 ページ）

建物の排水を一時的に貯留してポンプにより公共下水道に排出するための排水槽。

●フィフティ・フィフティ制度（22 ページ）

施設が節約した光熱水費相当額の半額を、施設独自の予算として還元することで、節約意識を高める仕組み。

●壁面緑化（25 ページ）

太陽の直射日光により壁が熱せられ、それに伴い室内温度が上昇することを防ぐため、壁一面を緑の植物で覆うことにより、壁の表面温度が下がり、冷房への負荷を軽減する環境手法。

●ホットスポット（47 ページ）

生物多様性が極めて豊かな一方で、破壊の危機に直面している地域。

（マ行）

●緑のカーテン（27 ページ）

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。主につる植物などを窓を覆うカーテン状に繁茂させる。

●みどり東京・温暖化防止プロジェクト（13 ページ）

温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業。

（ヤ行）

（ラ行）

●緑被率（27 ページ）

上空からみた、樹木地・草地・農地で構成される緑被地（緑に覆われた部分）の市域面積に対する割合。

(5) 策定経過

◆環境市民会議（田畑貞寿委員長、須田孫七副委員長）

| | |
|--------|--------------------------------------|
| ・4月15日 | 第二期環境基本計画の改訂について（諮問） |
| ・4月21日 | 第1回 <現計画の進捗状況等について、プロジェクトチームの編成について> |
| ・6月2日 | 第2回 <現計画の取組の見直し及び新たな取組の追加について> |
| ・6月30日 | 第3回 <環境基本計画の改訂原案について> |
| ・7月8日 | 第4回 <環境基本計画の改訂原案について（再）> |
| ・9月12日 | 第5回 <環境基本計画の改訂素案について> |
| ・10月7日 | 第6回 <環境基本計画の改訂案の決定について> |
| ・10月9日 | 第二期環境基本計画改訂案について（答申） |

◆プロジェクトチーム（◎はリーダー）

| | |
|------------------|------------|
| ・環境学習、環境教育プロジェクト | |
| ◎富川 昌美 | ・4月21日 第1回 |
| 清田 かよ子 | ・5月1日 第2回 |
| 清水 健一 | ・5月20日 第3回 |
| 西上原 節子 | ・5月29日 第4回 |
| 船木 忠秋 | |

| | |
|--------------|------------|
| ・事業所部門プロジェクト | |
| ◎湯本 俊行 | ・4月21日 第1回 |
| 篠原 武雄 | ・5月13日 第2回 |
| 田代 孝尋 | ・5月23日 第3回 |
| 森本 啓司 | |

| | |
|-------------|------------|
| ・広域協力プロジェクト | |
| ◎梅田 彰 | ・4月21日 第1回 |
| 植田 富貴子 | ・5月12日 第2回 |
| 島田 豊文 | ・5月22日 第3回 |
| | ・5月26日 第4回 |

| | |
|------------------------------|------------|
| ・家庭、コミュニティにおける取組及び広報戦略プロジェクト | |
| ◎門多 真理子 | ・4月21日 第1回 |
| 木村 征司 | ・5月13日 第2回 |
| 新垣 俊彦 | ・5月20日 第3回 |
| 山崎 祐子 | ・5月27日 第4回 |
| 山田 久美子 | |

◆パブリックコメント

第二期環境基本計画（改訂版）計画原案について、8月1日から8月20日を期間としてパブリックコメントを実施しました。その結果、8名から30項目に関する意見をいただきました。

内容及び件数については下記のとおりです。

| | |
|-------------|----|
| 6%削減の目標について | 4件 |
| 800g削減について | 4件 |
| 具体的施策について | |
| しくみづくり | 1件 |
| ライフスタイル | 2件 |
| 緑と水 | 2件 |
| 交通・運輸 | 3件 |
| 推進体制 | 5件 |
| 全般的な考え方 | 9件 |

(6) 武蔵野市環境市民会議委員名簿

〔委員〕

(50音順、敬称略)

| | 氏名 | 所属等 |
|------|--------|------------------------------------|
| | 植田 富貴子 | 日本獣医生命科学大学獣医公衆衛生学教室教授 |
| | 梅田 彰 | 武蔵野市緑化環境専門委員 |
| | 門多 真理子 | 武蔵野大学人間関係学部環境学科教授 |
| | 木村 征司 | 武蔵野市商店会連合会副会長 |
| | 清田 かよ子 | 武蔵野市立小中学校 PTA 連絡協議会副会長 |
| | 篠原 武雄 | 株式会社エスシー開発取締役総務部長兼営業部長 |
| | 島田 豊文 | 公募市民 |
| | 清水 健一 | 武蔵野市立桜野小学校校長 |
| 副委員長 | 須田 孫七 | 東京大学総合研究博物館協力研究員 |
| | 田代 孝尋 | 横河電機株式会社 CSR 推進室マネージャー |
| 委員長 | 田畑 貞寿 | 千葉大学名誉教授 |
| | 富川 昌美 | 公募市民 |
| | 新垣 俊彦 | クリーンむさしのを推進する会副会長 |
| | 西上原 節子 | 武蔵野市消費者運動連絡会監査 |
| | 船木 忠秋 | JA 東京むさし武蔵野地区青壮年部 |
| | 森本 啓司 | 東京ガス株式会社西部支店副支店長 |
| | 山崎 祐子 | 武蔵野市コミュニティ研究連絡会（吉祥寺西コミュニティ協議会副委員長） |
| | 山田 久美子 | 公募市民 |
| | 湯本 俊行 | 東京電力株式会社武蔵野支社副支社長 |
| | 三輪 博行 | 武蔵野市環境政策担当部長（市職員） |

武蔵野市環境政策専門委員

古林 わか子

(7) 環境基本計画改訂にかかる「市民意識調査」結果報告書（抜粋）

I 調査の概要

- 1 テーマ 環境基本計画改定に係る市民意識調査
- 2 調査目的 次期武蔵野市環境基本計画における達成度指標のうち、指標とするのに適当な統計資料が無い項目を補完することを目的とする。
- 3 調査対象 1989年11月1日以前生まれ（16歳以上）の市民（外国人登録世帯を含む）の中から、無作為で選んだ1000名
- 4 調査方法 郵送法
- 5 調査期間 平成17年11月9日～平成17年11月25日
- 6 回収状況 回収数 498通 回収率 49.8% （不達数10通）
回答率 50.3%

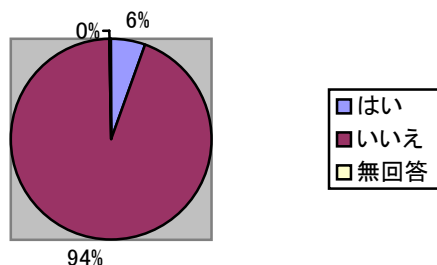
II 回答者の特性

回答者の特性については調査していない。

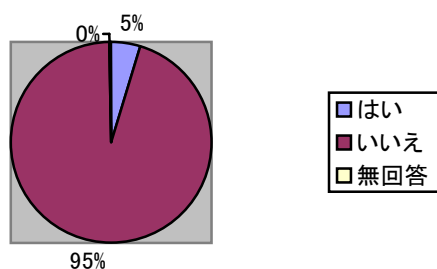
Ⅲ 質問事項と集計調査

【環境学習】

問1 あなたは、最近一年間に環境学習講座・環境体験学習活動に参加されましたか。

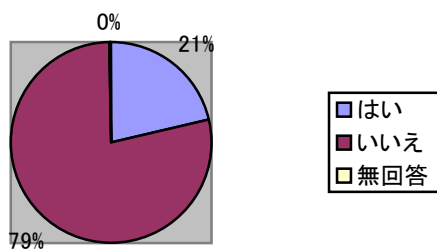


問2 あなたは、環境保全に関する団体やグループの活動に参加していますか。

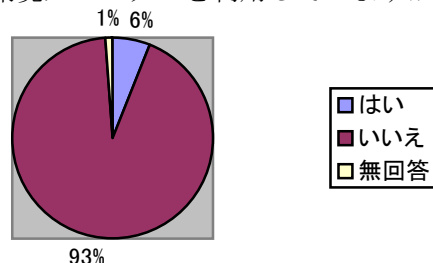


【ライフスタイル】

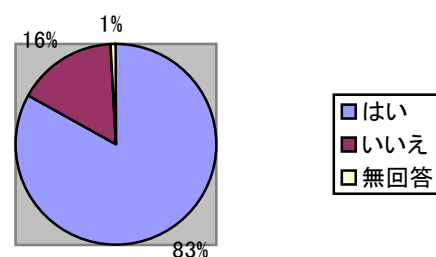
問3 あなたは、毎年6月が環境月間であることを知っていますか。



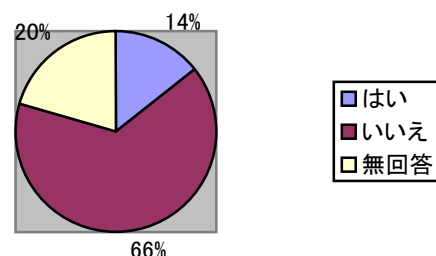
問4 あなたは、昨年、市民向けに配布された環境カレンダーを利用していますか。



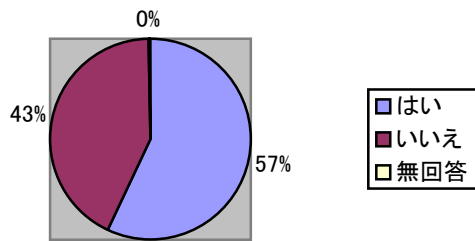
問5 あなたは最近一ヶ月間に1回でも店頭で過剰包装の辞退（「レジ袋の辞退」や「贈答品の包装の簡略化」や「書店でのブックカバーの辞退」など）をしましたか。



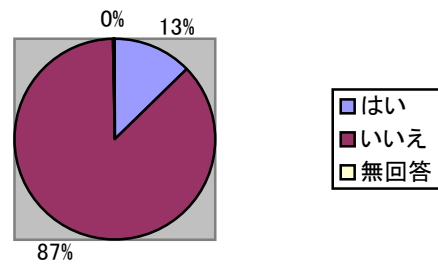
問6 ご自宅で雨水浸透や雨水利用・活用を行っていますか。（お住まいが集合住宅の場合も、ご存知であればご回答ください。不明であれば無回答としてください）



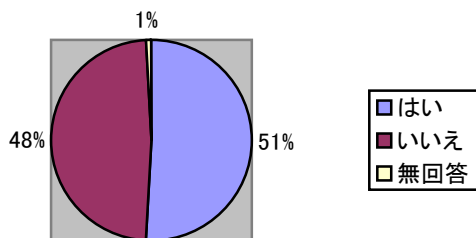
問7 あなたは、最近1年間に農家の直売所などを利用しましたか。



問9 あなたは、この夏にご自宅や職場や学校などで打ち水を行いましたか。

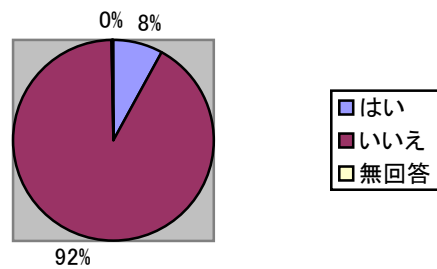


問8 あなたは、生ごみを家庭で処理していますか。(穴に埋める、生ゴミ処理器(機)の使用など)



【交通、運輸】

問10 あなたは、毎日の通勤、通学や買い物などの主たる移動手段に自家用車を使用していますか。



(8) 第二期環境基本計画（改訂版）計画原案

第二期武蔵野市環境基本計画（改訂版） 計画原案

2008(平成20)年8月

武蔵野市環境市民会議

環境基本計画の改訂にあたって

I 計画改訂の背景及び趣旨など～なぜ計画を改訂するのか～

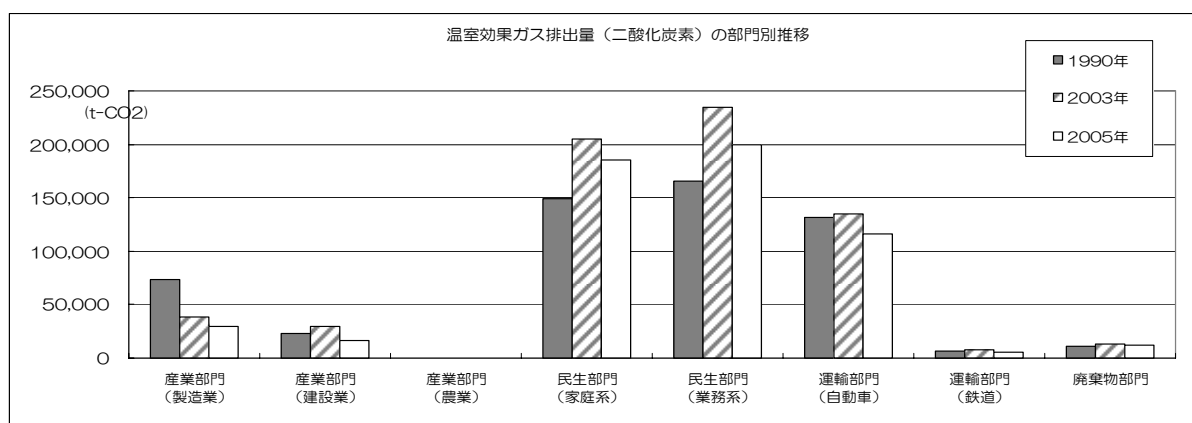
2008（平成20）年度から、京都議定書の第一約束期間がスタートし、温室効果ガスの排出量を1990（平成2）年度比6%の削減が求められています。しかしながら、2006（平成18）年度の確定値では逆に6.2%増加しており、地球温暖化防止へ向けて国を挙げてのより一層強力な取組が求められています。

武蔵野市においても、2007（平成19）年度に第四期長期計画調整計画が策定され、地球温暖化対策を一層充実させていくことが明記されています。また、現環境基本計画の二酸化炭素排出量削減目標として、「2010（平成22）年に1990（平成2）年レベルから6%削減する」とことと定めていますが、直近の調査によれば0.8%（4,712t）増加しています。特に、家庭部門においては24%、業務部門においては20%と大幅な伸びを示しています。そこで、市民、事業者、行政それぞれが、二酸化炭素の削減のために具体的に取り組むべきことを示し、主体的に行動することが求められています。

また、武蔵野市緑の基本計画、一般廃棄物処理基本計画が改定されており、それらの計画と整合を図る必要もあることから、今回環境基本計画を改訂するものです。

武蔵野市の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の推移

| | 1990年排出量 | 2003年排出量 | 2005年排出量 |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 市域全体の排出量 (t/年) | 560,285 | 662,316 | 564,997 |
| 市民1人当り排出量 (kg/日) | 11.4 | 13.8 | 11.6 |



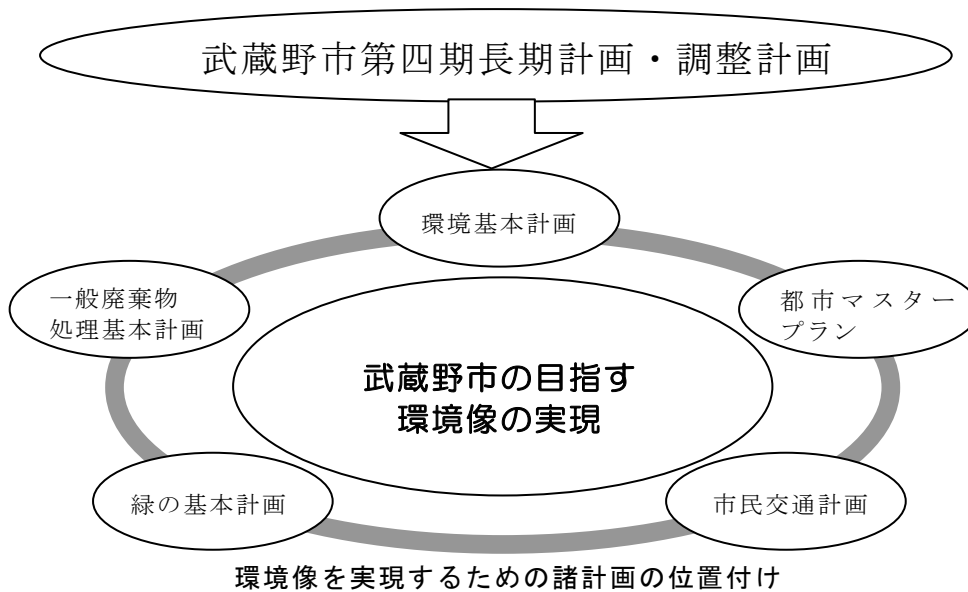
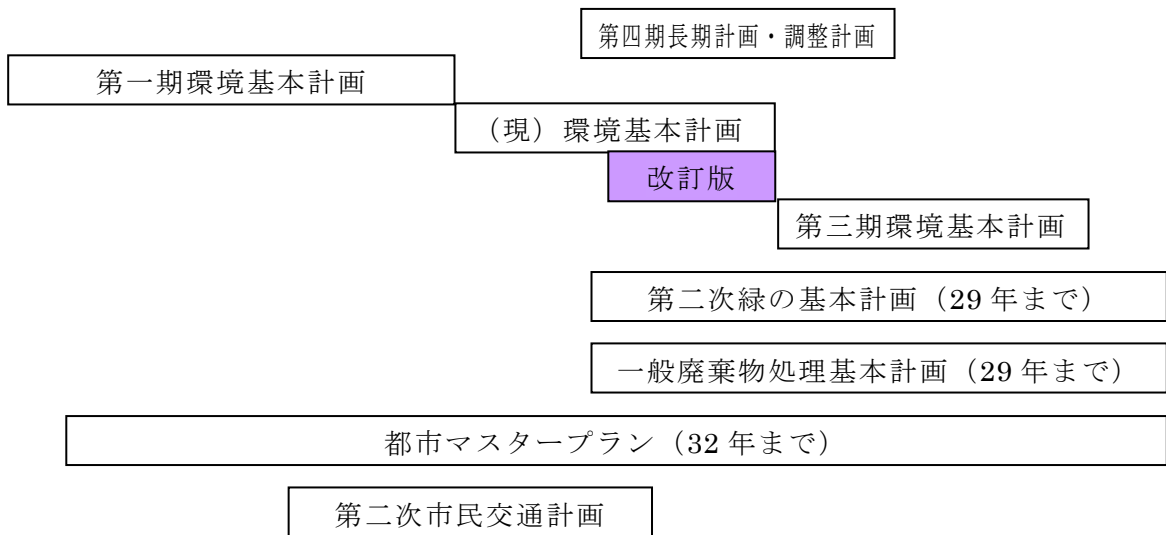
II 計画改訂にあたっての基本的な考え方及び方法～どのように改訂するのか～

現計画の枠組（環境方針 1～6）を活かしつつ、二酸化炭素排出量削減目標達成のためのアクションプランとして充実させていきます。また、新たな考え方、他の計画の事項を盛り込んでいきます。

温暖化対策は喫緊の課題であることから、2008（平成 20）年度前半で集中的に改訂作業を進め、できるものについては今年度から取組みを開始していきます。

なお、計画期間については、現行計画の残期間とし、2008（平成 20）年度から 2010（平成 22）年度までとします。

平成 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28



Ⅲ 第二期環境基本計画における環境目的及び目標の達成状況について

環境目標達成状況

| 項目 | 目標値 | 参考値 | 18年度実績 | 備考 |
|-------------------------------|--------|---|--------|--------------|
| 2006（平成18）～2010（平成22）年の市の平均気温 | 15.32℃ | 15.60℃ 2000（平成12）～ 2004（平成16）年の 平均気温 | 15.67℃ | 成蹊気象観測所データより |

各分野における環境目的達成状況

| 分野 | 項目 | 目標値 | 参考値 | 18年度実績 | 備考 |
|----------|-----------------------------------|-------------------------------------|--|------------------|---|
| しくみづくり | 過去1年間に環境学習に参加した人の割合 | 10% | 6% 2005（平成17）年 | - | 計画策定時（平成17年度）に市民意識調査を実施 |
| ライフスタイル | 市域全体の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量 | 1990（平成2）年 に比べて-6% （526,668t） | +18.2% （662,316t） 2003（平成15）年 | - | 平成17年度実績（+0.8% 564,997t） ※平成2年度排出量560,285t |
| | 市民一人あたりのごみ排出量 | 0.379t/年 以下 | 0.379t/年 2004（平成16）年10月～ 2005（平成17）年9月 | 0.369t/年 | |
| | 過去1ヶ月間に過剰包装を辞退したことの ある人の割合 | 90% | 83% 2005（平成17）年 | - | 計画策定時（平成17年度）に市民意識調査を実施 |
| 緑と水 | 緑被率 | 25% | 24.4% 2000（平成12）年 | - | 5年ごとに調査（最新は平成17年度 24.0%） |
| | 保存樹木の本数 | 800本 | 675本 2004（平成16）年 | 679本 | |
| | 屋上緑化等を導入した市の 公共施設数 | 8施設 | 3施設 2005（平成17）年 | 4施設 | |
| 交通・運輸 | 交差点における環境基準 | 維持 | 0.022ppm 2004（平成16）年 | 0.019ppm | 武蔵野警察署前における窒素酸化物濃度 |
| | | | 要請限度超過 0箇所 2004（平成16）年 | 要請限度超過 0箇所 | 市内5箇所における騒音・振動調査結果 |
| | 1世帯あたりの自動車保有台数 | 0.65台 | 0.67台 （0.674） 2005（平成17）年 | 0.67台 （0.666） | |
| 景観・まちづくり | 公共施設における太陽光発電出力 | 350kW | 208.34kW 2004（平成16）年 | 268.34kW | |
| | 民間住宅における太陽光発電設置住宅割合 | 1.2% | 0.71% 2004（平成16）年 | 0.84% | |
| | 電線類地中化延長 | 6.5% | 5.5% 2004（平成16）年 | 5.7% | |
| 健康・安全 | 下水道の耐震改修箇所数 | 740箇所 | 96箇所 2005（平成17）年 | 249箇所 | |
| | 地下水の涵養に取り組む世帯の割合 | 20% | 14% 2005（平成17）年 | - | 計画策定時（平成17年度）に市民意識調査を実施 |
| | 大気・水質・土壌各項目の環境基準を超えた項目数 【参考指標】 | - | 2項目 2004（平成16）年 | 1項目超過 | 超過項目：光化学オキシダント |
| | 光化学スモッグ注意報の発令日数【参考指標】 | - | 12日 2004（平成16）年 | 14日 | |

IV 改訂のポイント

改訂の主なポイントは以下のとおりです。

全体的な事項

- ・市の取組について、施策の展開、事業を見直し、現状に即したものに変更しました。個別具体的な事業については、「細事業」の項目を設け、記載しました。また、市民、事業者と協働で取り組む内容について明記しました。
- ・市民、事業者の取組みについて目的を明示し、取組みやすい状況をつくりました。

環境方針 1

- ・環境目的（計画期間における達成度指標）について、『こどもエコクラブの数』の項目を追加しました。
- ・施策の展開に『市民が活動しやすい環境の整備』の視点を加えました。

環境方針 2

- ・環境目的（計画期間における達成度指標）について、数値の見直しをするとともに、太陽光発電設備の設置数については環境方針 5 から移動しました。また、新エネルギーの導入による二酸化炭素の排出量の削減を目的に加えました。
- ・市の施策について、より温暖化防止に効果が上がるよう、施策を追加しました。
- ・市民、事業者の取組みについて二酸化炭素削減のための行動目標を定めました。

環境方針 3

- ・環境目的（計画期間における達成度指標）について、数値の見直しをするとともに、『公有地及び民有地の緑被地面積』を新たな目標として定めました。
- ・施策の展開に『生物多様性の保全』の視点を加えました。

環境方針 4

- ・現行の計画以上に徒歩、自転車にスポットをあてるため、施策の展開の順番を入れ替えました。

環境方針 5

- ・施策の展開に『景観行政への積極的取組み』の視点を加えました。

環境方針 6

- ・施策の展開『水の安定供給』の中に『水源林の保全』の視点を加えました。

具体的な施策の展開については、次ページ以降に記載してあります。

V 環境方針の展開

環境方針1 【しくみづくり】市民が自発的に活動できる基盤を整備し、環境を考え、自ら行動することを支援します。

環境目的（計画期間における達成度指標）

①過去1年間に環境学習に参加した人の割合を2010（平成22）年度に10%にする。

②市内のこどもエコクラブの数を2010（平成22）年度に10クラブとする。

| 市の取り組み | | | | 協働 | 市民の取り組み | 事業者の取り組み |
|--------------------------|----------------------|--------------------|---|----|--|--|
| 施策の展開 | 事業 | 細事業 | 根 | | | |
| 1 環境教育・環境学習の充実 | 1 生涯を通じた環境学習プログラムの作成 | | ● | ● | <p>◇ 環境問題に興味をもつために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 家族で環境問題について考え、行動する機会を増やします。（エコカレンダーなど）。 ◆ 家庭での環境に関する取組みを定期的に確認します。 ◆ 省エネに関する情報を積極的に収集します。 ◆ 自分で実践している環境配慮を周りの人にも知らせます。 <p>◇ より積極的に活動するために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境学習の機会（省エネセミナー、講演会など）に積極的に参加します。 ◆ 地域での自然保護、省エネ・省資源、ごみ減量、まちの美化などの環境保全活動に積極的に参加します。 | <p>◇ 環境に配慮した事業活動のための仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14000、エコアクション21、グリーンパートナー制度等）を積極的に取り入れます。 ◆ 事業活動における環境への配慮に関する事業所の方針を立てます。 ◆ 事業活動における環境への配慮に関する担当者を任命します。 |
| | 2 環境教育、学習の推進 | 1 環境学習情報の共有、積極的な広報 | ● | ● | | |
| | | 2 体験型環境教育の充実 | ● | ● | | |
| 2 市民・事業者・行政のネットワークづくり | 1 市民・事業者・行政の協働関係の構築 | 1 環境まちづくり協働事業 | ● | ● | <p>◇ 従業員の環境活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 従業員への環境教育や研修の機会を充実を図ります。 ◆ 環境保全のためのボランティア活動に取り組み従業員を支援します。 | |
| | 2 環境に関する市民活動への支援 | | | ● | | |
| 3 市民が活動しやすい環境の整備 | 1 環境市民活動団体のネットワーク化 | | ● | | <p>◇ 環境情報の積極的な広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業として環境保全活動に積極的に取り組み、広報します。 ◆ 地域で行われる環境学習や環境保全活動に積極的に参加、協力します。 ◆ 製品の環境性能（省エネについての情報など）を積極的に広報します。 | |
| | 2 市民活動拠点の整備 | | ● | | | |
| | 3 環境情報の積極的な提供 | | ● | ● | | |

エコ・カレンダー

毎月の電気、ガス、水道の領収証を参考にして記録してみましょう。



STOP! 温暖化

| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 年間合計 | 1年のCO2 排出量(kg) | |
|---------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------------|------------------------------------|
| 電気使用量 | 年 | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kg |
| | 年 | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | kwh | × 0.34 = kg (CO2排出係数) |
| 電気料金(円) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | kg |
| ガス使用量 | 年 | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | kg |
| | 年 | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | × 2.1 = kg (CO2排出係数) 都市ガス |
| ガス料金(円) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | kg |
| 水道使用量 | 年 | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | kg |
| | 年 | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | × 0.36 = kg (CO2排出係数) |
| 水道料金(円) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | kg |

| 燃やすすみ+燃やさない | 1週目 | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | 年間合計 |
|-------------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 2週目 | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | |
| | 3週目 | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | |
| | 4週目 | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | |
| | 5週目 | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | |
| | 月合計 | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | |

CO2排出係数は平成19年環境省・東京都の発表データにもとづいています。

1kgのCO2削減のためには幹の太さ40cmの落葉広葉樹が6本必要です。

地球温暖化の大きな要因 化石燃料を使用することによって、大量の二酸化炭素（CO2）など温室効果ガスが大気中に放出され、その量は年々増えつづけています。このため、地球温暖化といわれる現象を引き起こしています。

エコ・カレンダー

環境方針2 【ライフスタイル】環境にやさしい暮らし方を提案します。

環境目的（計画期間における達成度指標）

- ①2010（平成22）年の市域全体の二酸化炭素の排出量を、1990（平成2）年レベルから6%削減（526,668t以下）する。
- ②新エネルギーの利用により、二酸化炭素の排出量を400t削減する。
 - 公共施設における太陽光発電設備容量を2010（平成22）年度までに350kWにする。
 - 民間住宅における太陽光発電設置住宅割合を2010（平成22）年度までに1.2%にする。
- ③市民一人1日あたりのごみ排出量を2010（平成22）年度までに722g以下に削減する。
- ④過去1ヶ月間の間に過剰包装を辞めたことのある人の割合を2010（平成22）年度までに90%にする。

| 市の取り組み | | | | 協働 | 市民の取り組み | 事業者の取り組み | |
|---------------------------|---|---------------------------------|------------------|----|---|---|-----|
| 施策の展開 | 事業 | 細事業 | 市民 | | | | 事業者 |
| 1 環境に配慮した暮らしへの 転換 | 1 新エネルギーの導入の推進 | 1 太陽光発電等自然エネルギー設備の設置促進 | ● | ● | <p>市民一人1日あたりの二酸化炭素排出量を800g削減しよう！</p> <p>◇省エネによる地球温暖化の防止のために</p> <p>①目標を立てよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 家族でエコカレンダーを利用して、使用エネルギー量を把握します。 ◆ 削減目標を立てて省エネに取り組みます。 <p>②具体的に取組もう</p> <p>《日々の取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 『エコチャレンジ（仮称）』に積極的に取り組みます。 ◆ 冷暖房をなるべく使用しないで済むような服装（クールビズ・ウォームビズ）を心がけます。 ◆ 節水に心がけます。（シャワーの時間短縮、雨水の利用等） ◆ 外出先などで自動販売機からの飲料購入に頼らないよう、水筒を持ち歩くなどの習慣をつけるよう心がけます。 <p>《家を建てる時、物を買うときに》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 家を新築・増改築する時は積極的に省エネルギー、新エネルギーのシステムを取り入れるよう心がけます。 ◆ 家庭において、壁面緑化、屋上緑化、生垣などを設置し、自然の力で夏を涼しく過ごします。 ◆ エネルギーを使う製品を購入する時は、省エネルギー型のものを積極的に選びます。 <p>◇ごみの減量のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 過剰と思われるサービスは利用しないよう心がけます。 ◆ 買い物はこまめに、必要な量だけ買い、ごみの発生抑制を心がけます。 ◆ 不要になったがまだ使えるものを譲ったりして再び使います。 ◆ 古い電化製品以外は、壊れたものも修理して使います。 ◆ ごみの分別を一層徹底し、資源化を心がけます。 ◆ レジ袋をなるべく断ります。 ◆ マイ箸を持参し、割箸を極力使わないようにします。 <p>◇地域で省エネ・新エネに取り組む仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画から資金調達、設置、運営まで市民が関わる仕組みで新エネルギーの導入に取り組みます。 ◆ 企業のサービス（二酸化炭素削減に取組むと苗木がもらえるなど）を活用します。 | <p>事業所あたりのエネルギー使用量を平成17年度比5%以上削減しよう！</p> <p>◇事業所部門の省エネ・省資源のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 省エネに関する実践内容、ノウハウを事業者間で共有します。 ◆ 事業所の体制による省エネを推進します。 ノーマル業務、営業形態（営業時間等）の検討、省エネ診断の実施など <p>《事業所、設備における取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事務所等を改装する際は二重窓や複層ガラスを取り入れ、断熱性を高めることを心がけます。 ◆ 断熱効果による省エネのために、できるだけ事業所の敷地内、屋上、壁面の緑化に取り組みます。 ◆ 設備の更新の際は省エネ機器を導入します。（白熱球の蛍光灯化など） ◆ 機器の運用方法による省エネに取り組みます。（照明の消灯、休み時間の消灯、エレベータの運転の調整など） <p>《日々の取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ クールビズ・ウォームビズを徹底します。 ◆ 節水を徹底します。（節水コマ、雨水の利用等） ◆ 廃棄物の削減に積極的に取り組みます。（分別の徹底、裏紙の使用など） <p>◇顧客の省エネの取り組みの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食料品・日用雑貨などは、できるだけ量り売り、ばら売りを行うよう努めます。 ◆ 過剰包装など、必要以上のサービスは提供しないよう努めます。 ◆ お客様が自然に環境配慮行動に取組めるような設備、備品を整えます。（ごみを分別しやすい表示、塗り箸の推奨など） | |
| | | 2 環境配慮型ライフスタイルの啓発 | 1 エコライフ体験機器貸出の実施 | ● | | | ● |
| | | | 2 温暖化対策ハンドブック作成 | ● | | | ● |
| | 3 省エネ資材に関する情報の提供 | | ● | ● | | | |
| | 4 省エネの取り組みに関する定期的な広報 | | ● | ● | | | |
| | 5 自動販売機を減らすための施策の検討 | | ● | ● | | | |
| | 6 省エネの取り組みによる表彰制度 | | ● | ● | | | |
| | 7 消費生活講座の充実 | | ● | ● | | | |
| | 3 環境配慮行動普及のための制度の充実 | 1 省エネ製品への買い替えの促進に対する補助金制度の導入の検討 | ● | ● | | | |
| | | 2 低コストの省エネグッズの配布の検討 | ● | ● | | | |
| | | 3 フィフティ・フィフティ制度の実験 | ● | ● | | | |
| | 4 事業所の環境経営の普及促進 | 1 グリーンパートナー制度の充実 | ● | ● | | | |
| | | 2 事業者向け省エネ（CO2削減）のための冊子（読本）の作成 | ● | ● | | | |
| | | 3 CO2削減行動の報告・評価の仕組みづくり | ● | ● | | | |
| | | 4 環境経営に関する補助金等の検討 | ● | ● | | | |
| | 5 環境配慮自動車の普及促進 | 1 環境配慮自動車の率先導入 | ● | ● | | | |
| 6 雨水の利用促進 | 1 公共施設の雨水浸透設備の設置の推進 | ● | ● | | | | |
| | 2 民間住宅への施設導入の支援 | ● | ● | | | | |
| 7 公共施設における環境負荷軽減施策の実施 | 1 省エネ設備（照明、空調）の導入の徹底 | ● | ● | | | | |
| 8 新たな環境評価基準の導入の検討・実施 | | | | | | | |
| 2 ごみ減量・資源の循環的 利用の推進 | 1 エコセメント事業の支援 | | | | | | |
| | 2 緑のリサイクル事業の推進 | ● | ● | | | | |
| | 3 環境負荷の少ないごみ処理システムの検討 | ● | ● | | | | |
| | 4 公共施設の適切な維持管理 | | | | | | |
| | 5 ごみ発生抑制策の強化 | レジ袋削減キャンペーンの実施 | ● | ● | | | |
| | 6 資源としての再利用、再利用の推進 | | ● | ● | | | |
| | 7 ごみ減量の普及啓発、情報発信機能の強化 | | ● | ● | | | |
| | 8 排出・生産者責任の明確化 | | ● | ● | | | |
| | 9 自発的なごみ減量化、市内美化活動への支援 | | ● | ● | | | |
| | 10 クリーンセンター建替え計画の検討（高効率なエネルギー回収等の焼却システムの検討） | | ● | ● | | | |

環境方針3 【緑と水】自然環境を守り、再生し、創り出します。

環境目的（計画期間における達成度指標）

①緑被率を2010（平成22）年度までに24.5%にする。※

②保存樹木の本数を2010（平成22）年度までに720本にする。※

③屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテンなどを導入した市の公共施設を2010（平成22）年度までに8施設にする。

④2010（平成22）年度までに、公有地の緑被地面積を93.765ha、民有地の緑被地面積を169.2haに高める。※

※緑の基本計画2008の目標数値を、平成22年度に換算した数値

| 市の取り組み | | | | 市民の取り組み | 事業者の取り組み | |
|-------------------------------|-------------------------|------------------------------|-------------------|---------|---|---|
| 施策の展開 | 事業 | 細事業 | 協働 | | | |
| | | | 市民 | 事業者 | | |
| 1 うるおいある緑空間の整備 | 1 公共施設の緑化の推進 | | | | <p>◇ 緑の保全のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭において、壁面緑化、屋上緑化、生垣など敷地内の緑を増やすことを心がけます。 ◆ 地域の緑化活動に積極的に参加します。 ◆ 緑を守るイベントに参加します。 <p>◇ 生物多様性のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 武蔵野の自然を保全し、再生するための生態系を、市、事業者と一緒に守り育てていきます。 <p>◇ 都市農業の保全のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 季節ごとの旬の食材を使用します。なるべく市内農産物を買うことを心がけます。 <p>◇ 緑の保全のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ できるだけ事業所の敷地内、屋上、壁面の緑化を行うよう心がけます。 ◆ 緑を守る活動に協賛します。（※リサイクルによる基金など） <p>※リサイクル事業等の収益をもとに、事業者が協賛して市内の傷んだ木を植え替えたり、森や並木を守っていく活動。</p> <p>◇ 生物多様性のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 生物多様性を意識し、地域の自然にあった植栽に協力します。 <p>◇ 都市農業の保全のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内農産物を積極的に利用します。 | |
| | 2 グリーンパーク緑地の拡充整備 | | | | | |
| | 3 公園・緑地の新設と拡充 | | | ● | | |
| | 4 公園緑地リニューアル総合計画（仮称）の策定 | | | ● | | ● |
| | 5 緑のネットワーク化の推進 | | | ● | | ● |
| 2 市民との協働による緑化の推進 | 1 新たな緑創出のための施策の調査・研究 | | ● | ● | | |
| | 2 市民による公園管理、緑化事業の推進 | | ● | | | |
| | 3 むさしの自然環境センター設置の検討 | 1 トラストやファンドのあり方の検討・実施 | | ● | | |
| | | 2 みどりのサポーター制度活用の推進 | | ● | | |
| | 4 緑ボランティア団体支援のあり方の検証 | | ● | | | |
| 5 民有緑地の保全制度の評価・見直し | | ● | ● | | | |
| 3 水辺環境の整備 | 1 仙川水辺環境の整備（仙川リメイク） | | ● | ● | | |
| | 2 千川上水整備計画（仮称）の策定 | | ● | ● | | |
| 4 森林の保全と活用 | 1 森林保全事業の評価・検証 | | ● | | | |
| | 2 吸収源としての森林経営の検討 | | ● | ● | | |
| 5 都市農業の支援 | 1 農地の保全 | 1 登録農地制度の活用 | ● | ● | | |
| | | 2 後継者、認定農業者の育成支援 | ● | ● | | |
| | 2 市内産農産物の地産地消の促進 | 1 地産地消を中心とする安定的な流通・販売経路確保の支援 | ● | ● | | |
| | 4 都市農業と市民のふれあいの強化 | 1 環境に配慮した安全・安心な農業の支援 | 1 環境保全型農業用資器材購入補助 | | ● | |
| | | 1 体験型市民農園の支援 | 1 市民援農制度の検討 | ● | | |
| 3 地域ボランティアによる農地への不法投棄防止活動等の検討 | | | ● | | | |
| 6 生物多様性の保全 | 1 生物多様性についての情報の提供 | | ● | | | |
| | 2 生物多様性保全計画及び管理計画の策定 | 1 第二次生物生息状況調査の実施 | ● | ● | | |
| | 3 生態系の監視の強化 | | ● | | | |
| | 4 遊休地への植栽 | | ● | | | |

環境方針4 【交通・運輸】環境負荷の少ない交通体系に変えていきます。

環境目的（計画期間における達成度指標）

①渋滞や違法駐車を減らし、交差点における環境基準を維持する。

②1世帯あたりの自動車保有台数を2010（平成22）年度に0.65台にする。

| 市の取り組み | | | | 協働 | 市民の取り組み | 事業者の取り組み |
|----------------------|-------------------------|----------------------------|-----------------------|-----|---|---|
| 施策の展開 | 事業 | 細事業 | 市民 | | | |
| 1 歩いて楽しいまちづくり | 1 歩道の整備 | | | | | |
| | 2 歩道上ベンチの設置 | | | | | |
| | 3 人にやさしいまちづくり事業の推進 | | | | | |
| | 4 “環境のみち” づくりの検討 | | | ● ● | | |
| 2 自転車を利用しやすい環境づくり | 1 駐輪場の確保と利用形態の工夫 | 1 地下や高架下も含めた駐輪場の増設の推進 | | | ◇ 環境に負荷を与えない移動手段のために ◆ 自動車の利用を控え、近くには徒歩で移動します。 ◆ 距離がある場合は公共交通機関や自転車を利用するよう心がけます。 ◇ 自転車を利用しやすい環境づくりのために ◆ 自転車を利用する際は、交通ルールやマナーを守ります。 ◇ 自動車燃料の消費を抑えるために ◆ エコドライブを徹底します。（アイドリングストップ、ふんわりアクセル、空気圧の適正保持など） ◆ 車両を購入する際は、低公害車や燃費の優れた車の購入を心がけます。 | ◇ 自動車等燃料の消費を抑えるために ◆ 少量・多頻度輸送の見直しや共同輸送により、輸送回数を減らします。 ◆ 駐車場・荷捌き場等を確保し、周辺交通への障害を防止します。 ◆ エコドライブを徹底します。（アイドリングストップ、ふんわりアクセル、空気圧の適正保持など） ◆ 車両を購入する際は、環境に配慮した自動車（ハイブリッド車・電気自動車・天然ガス自動車等）の導入を進めます。 ◇ 従業員の燃料消費を抑えるために ◆ マイカー通勤を控えるノーカーデーを設定します。 |
| | | 2 放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動の実施 | ● ● | | | |
| | 2 自転車の走行環境の整備 | 1 自転車道設置モデル事業の実施 | | | | |
| | | 3 自転車の安全走行の啓発 | 1 自転車安全利用促進のための講習会の実施 | ● | | |
| 3 公共交通の利用促進 | 1 ムーバス再整備計画の策定 | 2 自転車の運転マナー等の啓発 | ● | | | |
| | | 2 ムーバス車両の改善 | | ● | | |
| | | 3 パークアンドバスライドの推進 | | ● | | |
| | | 4 バスの運行定時性の確保 | | | | |
| 4 渋滞のない交通体系の整備 | 1 「第2次交差点すいすいプラン」の推進の要請 | | | | | |
| | 2 三鷹駅北口地区リニューアルの検討 | | ● ● | | | |
| | 3 荷捌き車両対策の推進 | | | ● | | |
| | 4 違法駐車防止対策の推進 | | ● ● | | | |
| | 5 交差点の改良及びバスベイの設置 | | | | | |
| | 6 駐車場整備計画策定の検討 | | ● ● | | | |

環境方針5 【景観・まちづくり】環境に配慮した美しいまちづくりを進めます。

環境目的（計画期間における達成度指標）

①電線類地中化延長を2010（平成22）年度までに全市道延長の6.5%にする。

| 市の取り組み | | | | 協働 | 市民の取り組み | 事業者の取り組み | |
|--------------------|----------------------------------|----------------------------|----|----|---|--|-----|
| 施策の展開 | 事業 | 細事業 | 市民 | | | | 事業者 |
| 1 景観行政への積極的取り組み | 1 景観計画と景観条例の検討 | | ● | ● | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">◇ 美しいまちづくりのために</div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 景観に配慮した住宅に住むことを心がけます。 ◆ まちの清掃に積極的に取り組みます。 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">◇ 美しいまちづくりのために</div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 便利さと自然のバランスがとれた、武蔵野らしい景観を作り出します。 ◆ 建物をつくる際には、景観に配慮します。 ◆ まちの美化活動に積極的に参加します。 | |
| | 2 景観整備の推進 | 1 電線類地中化の促進 | | | | | |
| | | 2 路上看板の取り締まり・指導 | | | | | ● |
| 2 環境に配慮した土地利用 | 1 用途地域の即時適切な見直し 2 特別用途地区適用の検討 | 3 景観に配慮した街路灯の設置 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 3 美しく清潔なまちづくり | 1 まちの美化意識の高揚と実践 | | ● | ● | | | |
| | 2 生活道路の整備 | 1 市道の整備及び改修の計画的推進 | | | | | |
| | | 2 区画道路の整備の推進 | | | | | |
| | 3 迷惑喫煙、ポイ捨て、落書き防止の推進 | 3 狭あい道路整備の推進 | | | | | |
| | | 1 喫煙マナーアップキャンペーンの強化 | | ● | | | ● |
| | 2 落書き消去活動の推進と防止策の検討 | | ● | ● | | | |
| 4 環境に配慮した建物づくり | 1 まちづくりへの環境共生理念の導入 | 1 環境負荷を低減する工法の採用 | | | | | |
| | | 2 民間施設建設における環境配慮の工夫の誘導策の研究 | ● | ● | | | |
| | 2 公共施設の耐用年数延伸・計画的改修の推進 | | | | | | |
| | 3 公的住宅建替えに伴う環境の整備 | 1 公的大規模団地建て替えへの対応（緑の回廊の整備） | | | ● | | |
| 2 市営住宅の建替え | | | | | | | |

環境方針6 【健康・安全】安全・安心で快適に暮らせるまちにします。

環境目的（計画期間における達成度指標）

①市立小中学校、病院等周辺地域における下水道の耐震改修の箇所数を2010（平成22）年度までに740箇所とする。

②地下水の涵養に取り組む世帯の割合を2010（平成22）年度までに20%とする。

参考指標

①大気・水質・土壌各項目の環境基準を超えた項目数。

②光化学スモッグ注意報の発令日数。

| 市の取り組み | | | | 市民の取り組み | 事業者の取り組み |
|------------------|---------------------|------------------|-------------|---------|----------|
| 施策の展開 | 事業 | 細事業 | 協働 市民 職員 | | |
| 1 環境の危機管理 | 1 公共下水道の耐震性の向上 | | | | |
| | 2 安全・安心な住まいづくりの推進 | | ● | ● | |
| | 3 有害性物質の適正な管理及び指導 | | | ● | |
| 2 生活環境の維持 | 1 生活公害の防止、解決施策の検討 | | ● | ● | |
| | 2 公共下水道施設の計画的維持管理 | | | | |
| | 3 下水臭気対策の支援手法の研究 | | | ● | |
| 3 水の安定供給 | 1 揚水量の確保 | | | | |
| | 2 配水管網整備の促進 | | | | |
| | 3 直結給水方式の整備 | | | | |
| | 4 浄水場施設、水源施設の再整備の検討 | | | | |
| | 5 災害時のバックアップ機能の整備 | | | | |
| | 6 水原林の保全 | | ● | ● | |
| 4 水の循環システムの確立 | 1 浸水対策 | 1 雨水貯留浸透施設の設置の推進 | ● | ● | |
| | | 2 雨水流出抑制対策の推進 | ● | ● | |
| | 2 合流式下水道の改善 | 1 下水道排水の水質改善 | | | |

◇ 下水道に負荷をかけるために
◆ 雨水浸透施設を設置するなど、流量の削減に努めます

◇ 下水道に負荷をかけるために
◆ 雨水浸透施設を設置します。
◆ 下水に油等を流さないようにします。

◇ 環境に関する問題の予防のために
◆ 有害物質の管理を厳重におこない、流出・放出による事故発生を未然に防ぎます。
◆ 周辺の生活環境に配慮した事業活動を行います。
◆ ビルピットの臭気対策に取り組みます。

VI 今後の行程

今回の計画原案に対してご意見をお寄せください。

■受付期限：8月20日（水）必着

■方法：郵送、FAX、Eメール のいずれかでお願いします。

■あて先：〒180-8777 武蔵野市環境生活部環境政策課

FAX：0422-51-9197

Eメール：sec-kankyoushou@city.musashino.lg.jp

- その他：①ご意見には、住所・氏名（在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）事業者・団体は事業所の名称と代表者の氏名をお書きください。
- ②提出されたご意見に個別の回答は行ないませんのでご了承ください。後日、ご意見の内容及びご意見に対する考え方を公表します。その際、お名前等は公表いたしません。

エコチャレンジ（イメージ）

取り組む項目の「チャレンジ！」欄にチェックしましょう。 めざせ800g削減!!

| | 項目 | CO ₂ 削減量 (1日あたり) | 光熱水費節約料(年間) | チャレンジ! |
|-----------------|---|--------------------------------|-----------------------------|--------|
| 冷暖房の使い方 減らそう | 冷房の温度を26℃から28℃に2℃高く設定する | 83g | 1,330円(112日間使用) | |
| | 冷房の利用時間を1時間減らす | 26g | 413円(112日使用) | |
| | 暖房の温度を22℃から20℃に2℃低く設定する | 96g | 2,342円(169日間使用) | |
| | 暖房の利用時間を1時間減らす | 37g | 896円(169日使用) | |
| | 古いエアコンを省エネタイプに買い換える | 104g | 5,471円 | |
| 台所で減らそう | ジャーの保温を止める | 37g | 1,927円 | |
| | ご飯は保温するよりレンジで解凍する | 1g | 41円 | |
| | 冷蔵庫を開けている時間を短くする | 3g | 134円 | |
| | 古い冷蔵庫を省エネタイプに買い換える | 132g | 6,938円 | |
| | 冷蔵庫を壁から適当な間隔で設置する | 19g | 1,177円 | |
| | 冷蔵庫にものを詰め込みすぎない | 18g | 964円 | |
| | ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調整する | 5g | 357円 (1日3回実施) | |
| | やかんや鍋を火にかけるときは、やかんの底や鍋底の水滴をふき取る | 1g | 45円 (1日3回実施) | |
| | 食器を洗うとき給湯器の温度を低く設定する | 29g | 1,320円(1日2回実施) | |
| お風呂で減らそう | 風呂のお湯を利用して頭や体を洗い、シャワーを使わない | 371g | 35,733円(1日5分 使用しない場合) | |
| | シャワーの使用時間を1日1分短縮する | 74g | 7,146円 | |
| | 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす | 7g | 4,161円 | |
| | 間隔を空けずに続けて入浴する | 86g | 5,730円 | |
| 照明で減らそう | 白熱電球を電球形蛍光灯に取り替える | 45g | 2,369円 | |
| | 電球(電球形蛍光灯)の点灯時間を短くする | 2g | 96円 | |
| 部屋で減らそう | 主電源をこまめに切って待機電力を節約する | 65g | 3,300円 | |
| | テレビを見ないときは消す(ブラウン管テレビ) | 13g | 700円 | |
| | 1日1時間パソコン利用を減らす(デスクトップ型) | 13g | 694円 | |
| | 1日1時間パソコン利用を減らす(ノート型) | 2g | 120円 | |
| トイレで減らそう | 使わない時は温水洗浄便座のフタを閉める | 15g | 767円 | |
| | 温水洗浄便座の設定温度を低めに設定する | 11g | 580円 | |
| 自動車の使い方 減らそう | アイドリングストップ(5分間) | 63g | 2,100円(200日使用) | |
| | 通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転車を利用したり、徒歩で移動する | 180g | 3,000円(往復2kmを 100日削減の場合) | |
| | 発進時はふんわりアクセル「eスタート」をする | 207g | 12,535円 | |
| | 加速の少ない運転をする | 73g | 4,393円 | |
| 買い物とごみで 減らそう | 買い物の際は、マイバッグを持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ | 62g | 省資源 | |
| | 水筒を持ち歩いてペットボトルの使用を削減する | 6g | 省資源 | |
| | ゴミの分別を徹底し、廃プラスチックをリサイクル | 52g | 省資源 | |
| 設備で減らそう | 太陽光発電設備を新たに設置する | 670g | | |
| | 太陽熱温水器を新たに設置する | 408g | | |
| | 高効率給湯器(CO ₂ 冷媒ヒートポンプ型)に買い換える | 607g | | |
| | 高効率給湯器(潜熱回収型)に買い換える | 208g | | |
| | 合計削減量 | g | 目標800g削減! | |

みんなでめざそう・エコシティむさしの
第二期武蔵野市環境基本計画（改訂版）

平成 20 年 11 月 発行

武蔵野市 環境生活部 環境政策課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電話：0422-60-1841／FAX：0422-51-9197

E-mail：sec-kankyou@city.musashino.lg.jp